

～認め合い ともに輝く おかや～

男女共同参画おかやプランⅦ

(第7次岡谷市男女共同参画計画)

2025 年度－2029 年度



令和6年度男女共同参画社会づくりポスターコンクール
中学生の部 最優秀賞 岡谷東部中学校3年 山田 奈未 さん

長野県岡谷市

「認め合い ともに輝く おかや」 の実現に向けて



本市では、岡谷市男女共同参画条例に基づき、誰もがそれぞれの人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる社会や地域をめざして、市民との協働により様々な施策に取り組んでおります。

しかしながら、依然として家庭や職場、地域においては、性別役割分担意識や無意識の思い込みによる男性優位だと感じている人が多い状況です。

全国的に、急速な少子化による人口減少により、地域での繋がり希薄化や様々な場面での担い手不足に加え、激甚化・頻発化する自然災害など、社会情勢は大きく変化し続けています。また、世界的に広がりを見せた新型コロナウイルス感染症は、人々の働き方やライフスタイル、価値観にも大きな影響を与えました。特に、女性に対する暴力や経済的理由により生活に対する不安や困難を抱える女性が顕在化し、改めて男女共同参画の推進が求められるようになりました。

こうした社会情勢やこれまでの取組の成果や課題を踏まえるとともに、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」にも対応した男女共同参画を推進するための計画として、第7次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランⅦ」を策定しました。誰もが性別に関係なく互いに認め合い、ともに輝くことのできる社会を実現するため、市民や事業者、関係機関との連携を図り、この計画を推進してまいります。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案をいただきました岡谷市男女共同参画審議会の委員の皆さまをはじめ、意識調査にご協力いただきました事業所や市民の皆さまなど、すべての皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

岡谷市長 早出一真

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 男女共同参画に関する岡谷市の現状	3
5 持続可能な開発目標（SDGs）とは	9

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と岡谷市がめざす「男女共同参画社会」の姿	10
2 基本目標	11
3 施策の体系	12

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策（1）男女共同参画意識を高める広報・啓発の推進	13
施策（2）男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実	15
施策（3）国際的視点に立った意識の浸透	17

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

施策（1）意思決定過程への女性の参画促進	18
施策（2）男女がともに働きやすい環境整備と ワーク・ライフ・バランスの実現	20
施策（3）地域における男女共同参画の推進	25

基本目標3 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

施策（1）あらゆる暴力の予防および根絶	27
施策（2）安心して暮らすための相談・支援体制の整備	30
施策（3）生涯を通じた健康支援	32
施策（4）多様な性を認め合える社会の実現	35

第4章 計画の推進

1 計画の進行管理	36
2 計画の推進体制	37
3 市民のみなさんへ	38

(資料編)

1 用語解説	40
2 計画策定の経過	44
経過一覧表	
岡谷市男女共同参画審議会に対する諮問	
岡谷市男女共同参画審議会から市長に対する答申	
市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見	
3 岡谷市男女共同参画審議会	
岡谷市男女共同参画推進協議会 委員名簿	49
4 岡谷市男女共同参画条例	52
5 男女共同参画に関する国内外の動き	56



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、これまで国際社会の動向や国、県の動きと連動して、女性政策、男女共同参画政策を推進し、平成6年に「岡谷市女性行動計画」を策定以来、令和2年に策定した「第6次岡谷市男女共同参画計画（以下、「男女共同参画おかやプランⅥ」という。）」まで約30年間、市民と協働によりさまざまな施策に取り組んできました。その結果、市民の意識は少しずつ変化してきていますが、今もなお固定的な性別役割分担意識*による制度や慣習、しきたりが生活環境に根強く残っています。

全国的に、人口減少と少子高齢化が急速に進む中で、激甚化・頻発化する自然災害や社会のグローバル化*、デジタル化*の進展など社会情勢は大きく変化し、人々の意識や生き方も多様化してきています。こうした中、活力ある社会を維持するためには、男女の性別にとらわれず、多様性を認め合いながら、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる社会が求められています。

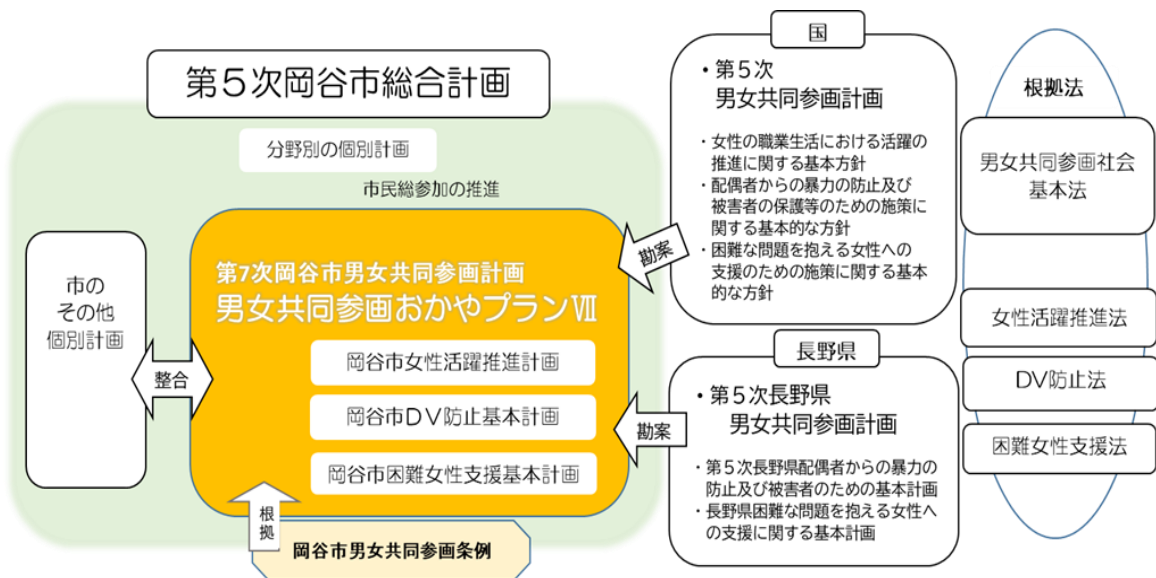
また、女性をめぐる課題は、性的な被害、生活困窮、家庭の状況や地域社会との関係性など、複雑化、複合化、多様化していることから、安心して生活できる環境づくりが必要となっています。

さらに、今後の取組を進めるためには、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を踏まえたジェンダー平等*の視点を計画に盛り込むことも大切です。

令和6年度をもって「男女共同参画おかやプランⅥ」の計画期間が終了するため、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、国際社会の動向や国、県の男女共同参画計画などを勘案しながら、男女共同参画社会*を総合的かつ効果的に推進するための指針となる新たな計画を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法*」第14条第3項および「岡谷市男女共同参画条例（以下、「条例」という。）」第10条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本計画であり、市政の総合的な行政運営の指針である「第5次岡谷市総合計画」の施策（市民総参加の推進）を推進するための個別計画と位置づけます。
- (2) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法*」という。）」第6条第2項に基づく【岡谷市女性活躍推進計画】、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法*」という。）」第2条の3第3項に基づく【岡谷市DV防止基本計画】、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法*」という。）」第8条第3項に基づく【岡谷市困難女性支援基本計画】を包含した計画とします。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会づくりを推進するため、市民、事業者、教育関係者などと行政が一体となって協働するための指針と位置づけます。



3 計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

なお、計画期間中において社会経済情勢の変化などにより新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 男女共同参画に関する岡谷市の現状

(1) 各種調査からみる岡谷市の現状

これまでの取組の検証として、令和4年度に「働く場における男女の意識調査」（以下、「働く場の意識調査」という。）と、令和5年度に「男女共同参画に関する市民アンケート」（以下、「市民アンケート」という。）を実施しました。

① 固定的な性別役割分担意識について

市民アンケートの結果から、「男性は仕事、女性は家庭」というような男女の役割を固定する考え方については、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせると75.0%であり、前回調査（平成30年度調査）から17.6ポイント増加していることから、固定的な性別役割分担意識は解消されつつあると考えられます（図1-1）。

しかし、男女の役割や地位に関する意識について、「学校教育の場」以外では男性の方が優遇されているという認識にある人が多い状況でした（P4 図1-2）。

男女共同参画おかやプランⅥの目標指標としている「家庭生活」「職場」「地域活動」における男女の地位の平等感を前回調査と比較すると、「職場」ではわずかに増となりましたが、「家庭生活」「地域活動」は減となり、3項目とも全体の3割弱にとどまりました（P4 図1-3）。

このような状況から、社会のあらゆる場面において、誰もが性別にかかわることなく能力を十分に発揮するためには、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。

図1-1 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべきである」という考え方について

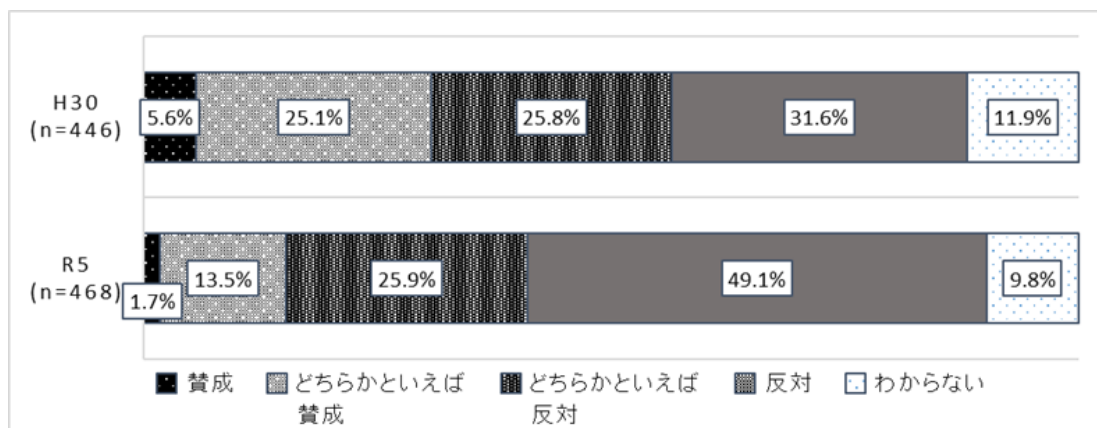


図 1-2 男女の役割や地位に関する意識について

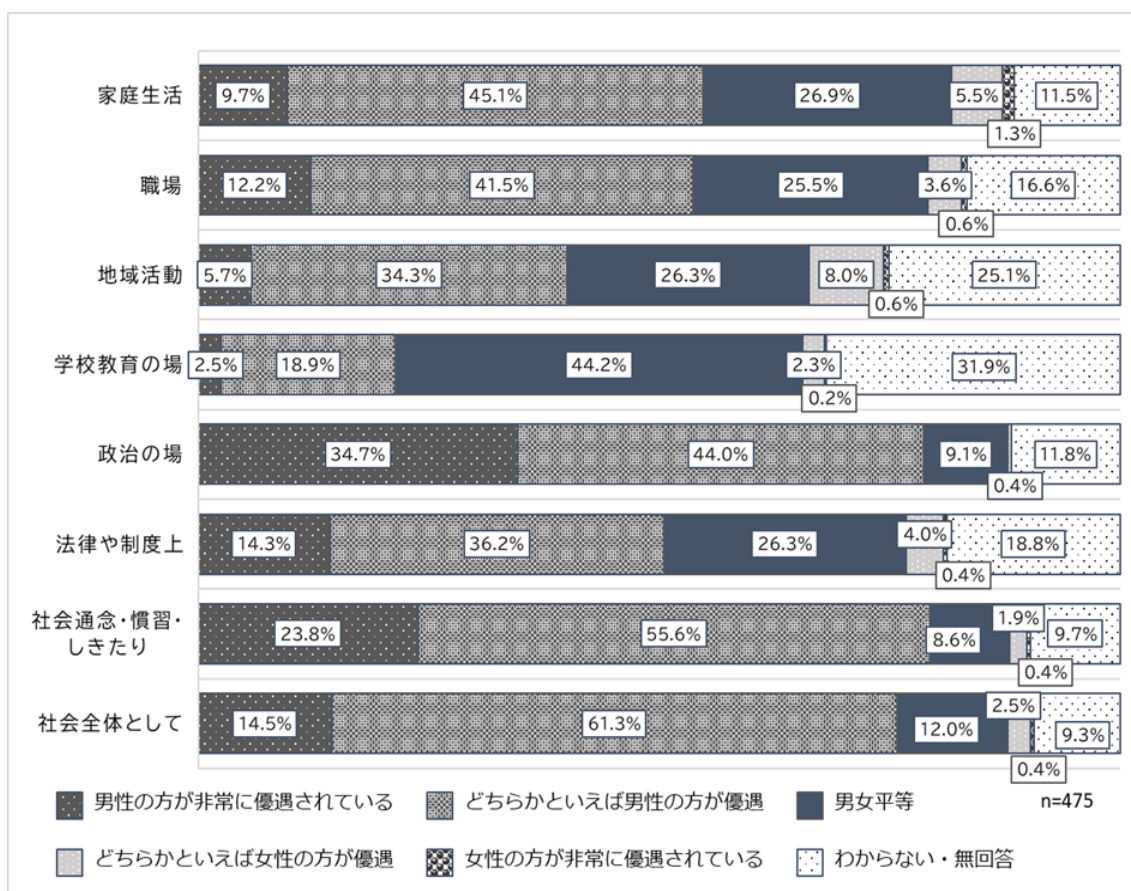
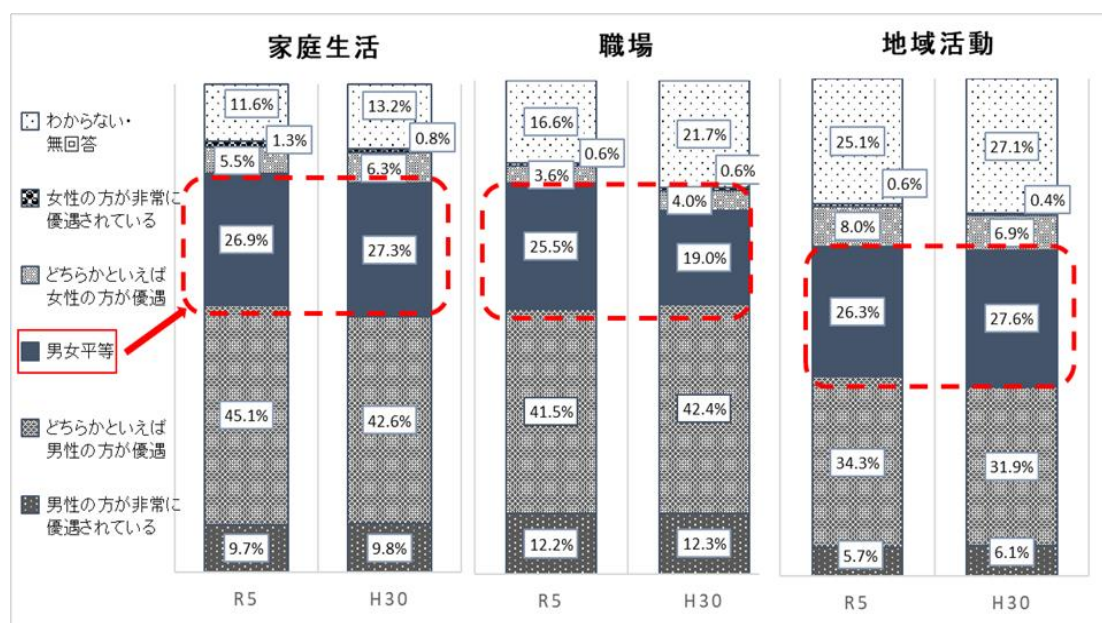


図 1-3 男女の役割や地位に関する意識について（目標指標 3 項目 R5-H30 比較）



R5 n=475
H30 n=479

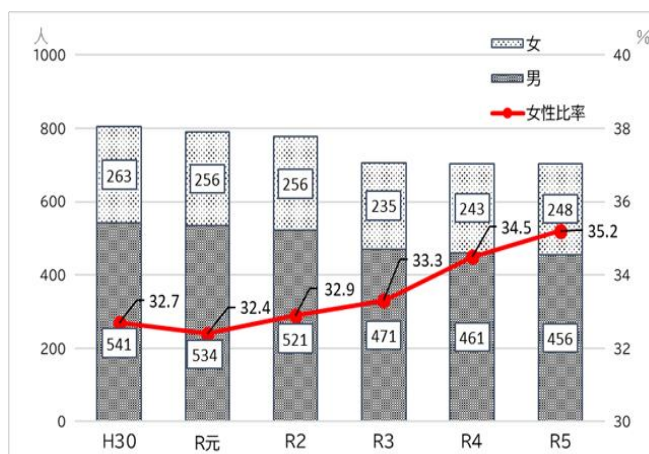
②意思決定段階への女性参画について

さまざまな政策・方針決定の場では、男女が対等に参画し、ともに責任を果たすことが必要です。

男女共同参画おやかプランⅥにおいて目標指標を40.0%とした「審議会等への女性委員の登用率」については、毎年少しずつ増加していますが、目標値には届かない状況でした（図1-4）。

市民アンケートでも、「自治会やPTAの責任ある役職はほとんどが男性である」との回答は40.0%、「会長は男性と決まっている」との回答は22.0%となりました。一方、「女性自身が責任ある役職に就くことを避けている」と感じている人も22.3%おり、中でも50代以上の女性に多い結果であったことから、特にその年代が役職に就くことを避けているのではないかと考えられます（図1-5）。

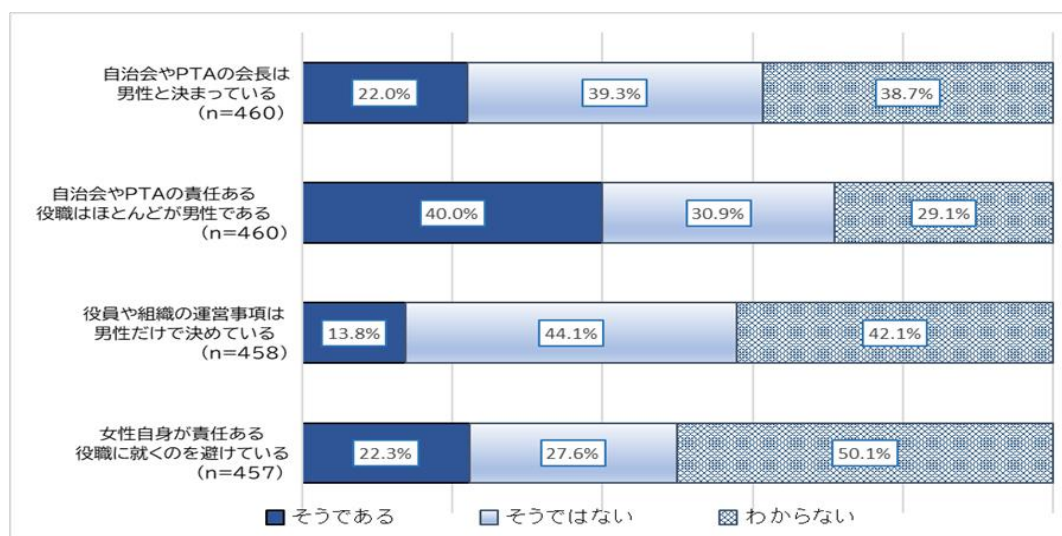
図1-4 審議会等委員の男女比



資料：企画政策部調べ

このような状況から、さまざまな組織運営に男女問わず参画できるよう、男性の意識だけでなく、女性自身の意識も向上させていく必要があります。また、性別による固定概念、アンコンシャス・バイアス*（無意識の思い込み）の解消に向けた意識啓発が必要です。

図1-5 地域活動における男女共同参画の状況

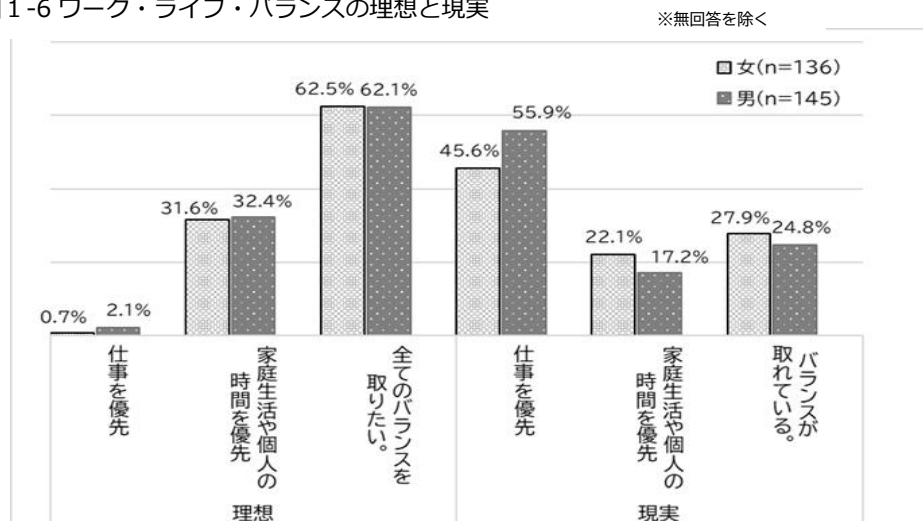


③ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の実現について

働く場の意識調査では、ワーク・ライフ・バランスへの考え方について男女とも6割以上が「全てのバランスを取りたい」と考えていますが、現実では仕事を優先している人が多く、理想と現実にはギャップが生じています（図 1-6）。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、業務の効率化や有給休暇だけでなく、育児休業や介護休業など制度の充実が必要と考えられます。

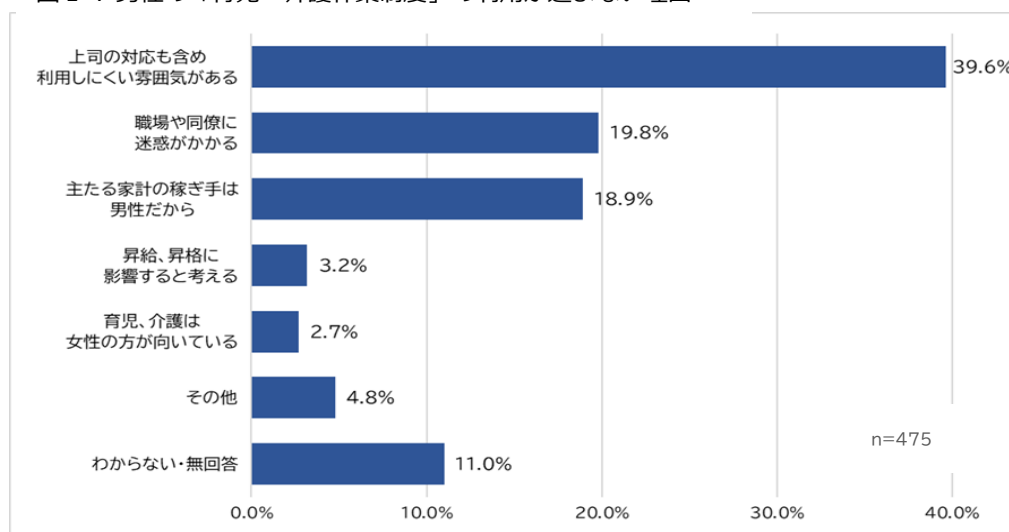
図 1-6 ワーク・ライフ・バランスの理想と現実



また、育児・介護休業法*が改正され、男性も育児休業などを取りやすい環境となってきましたが、「上司の対応も含めて利用しにくい雰囲気がある」、「職場や同僚に迷惑がかかる」と考える人が多く、利用が進んでいないことがわかります（図 1-7）。

こうしたことから、柔軟で多様な働き方への支援に加え、誰もが制度を利用しやすい雰囲気にするための意識改革が必要です。

図 1-7 男性の「育児・介護休業制度」の利用が進まない理由



④あらゆる暴力の予防および根絶について

市民アンケートでは、DV*の被害経験について「直接経験をしたことがある」、「相談を受けたことがある」、または「当事者を知っている」との回答が2割を超えています（図 1-8）。

相談先として、家族や親せき、友人などが上位となっていますが、公共機関へ相談する人はどの機関も1割前後であり、どこ（だれ）にも相談しない人もいることから、相談しやすい環境整備が必要です（図 1-9）。

図 1-8 DV を受けたり、見聞きした経験

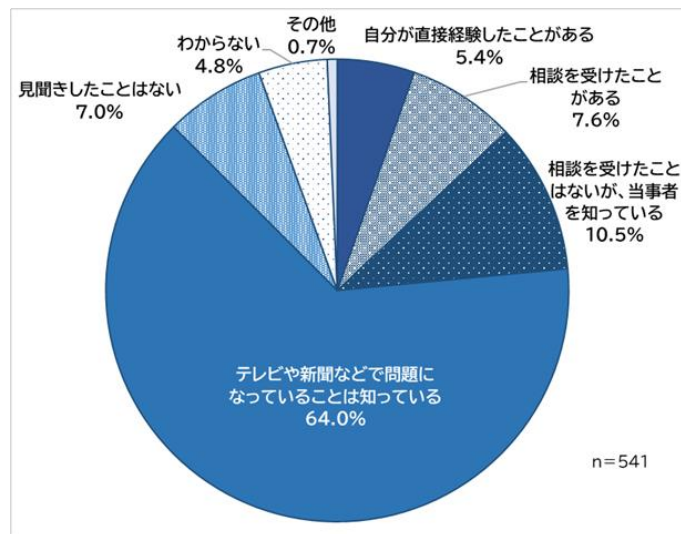
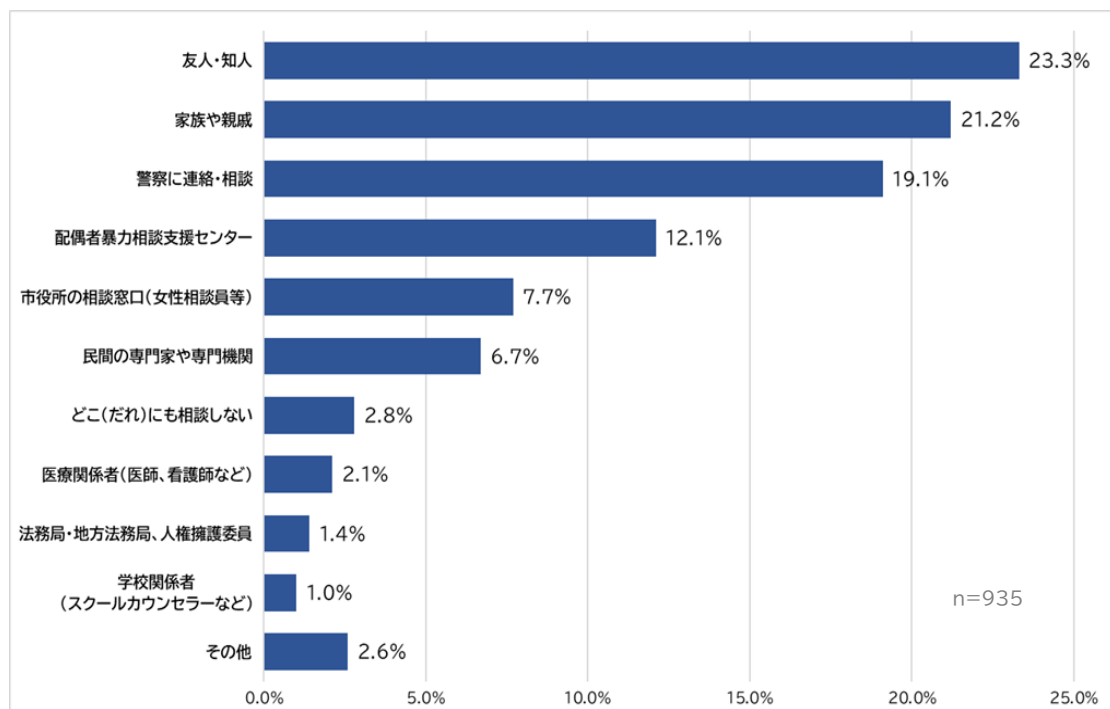


図 1-9 DV を受けたときの相談先



（２）男女共同参画おかやプランⅥにおける目標の達成状況

男女共同参画おかやプランⅥでは、計画に掲げた基本目標にかかわる 11 施策 24 項目の事業を実施し、市民の男女共同参画意識の醸成に努めてきました。

令和２年から３年間は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、「新しい日常」へと移り変わる中で少しずつ数値が増加するなど、市民の意識も徐々に浸透してきていると考えますが、各項目の目標値に対しての状況をみると、さらに普及啓発に努める必要があります。

●男女共同参画おかやプランⅥにおける目標の達成状況表

基本目標１ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

指標名	計画策定時実績	現状 (令和５年度末)	目標値
家庭における男女の地位の平等感について平等と思う人の割合	27.3%	26.9%	35.0%
地域で開催する「出張フォーラム」などへの参加者数	675人	163人	700人

基本目標２ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

指標名	計画策定時実績	現状 (令和５年度末)	目標値
審議会等における女性委員の登用率	32.7%	35.2%	40.0%
職場における男女の地位の平等感について平等と思う人の割合	19.0%	25.5%	25.0%
地域活動における男女の地位の平等感について平等と思う人の割合	27.6%	26.3%	35.0%
ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度（内容まで知っている人の割合）	27.1%	41.1%	35.0%

基本目標３ 安全で安心して暮らせる環境づくり

指標名	計画策定時実績	現状 (令和５年度末)	目標値
DVについて誰にも相談できない人の割合	5.0%	2.8%	0%
防災会議の女性委員数	3人	5人	5人

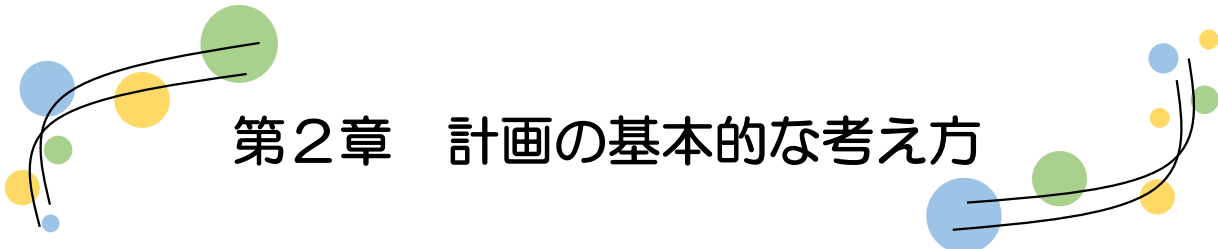
5 持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

（外務省公式サイトから転載）



☆ 目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
これは重要なテーマであり、日本では、「男女共同参画社会基本法」で21世紀の最重要課題となっています。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と岡谷市がめざす「男女共同参画社会」の姿

本計画では、条例に定める基本理念に基づき、男女が互いにそれぞれの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわることなく、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

●条例に掲げる基本理念をわかりやすく示しています。

■男女の人権の尊重

男女が互いの特性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重される社会をめざします。

■社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担等にとらわれず、誰もが多様な生き方を選択できるように、社会における制度や慣行のあり方を考えます。

■政策等の立案および決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策立案や民間団体等の方針決定に共同参画するための条件整備を推進します。

■家庭生活における活動と他の活動の両立

家族が互いに協力し、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たすとともに、仕事、学習、地域活動などの家庭生活以外での活動にも対等に参加できる環境づくりを推進します。

■国際的協調

他の国々や国際機関等の動向を注視し、国際社会と協調した取組を行います。

2 基本目標

本計画では、条例に定める5つの基本理念に加え、女性活躍推進法、DV防止法、困難女性支援法の基本方針を勘案し、3つの基本目標を掲げて施策を展開していきます。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

誰もが個性や能力を発揮しながら自分らしく生活していけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合える社会をめざすため、すべての人が男女共同参画の意義や必要性について理解を深められるよう意識づくりを進めます。



基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

人々の価値観の多様化が進む中で、意思決定の場において男女が対等な立場で参画するため、あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の積極的登用についての理解を深めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現のために多様な働き方の支援に努め、性別にとらわれることなく一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会や地域で活躍できる環境づくりをめざします。



基本目標3 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

生涯を通じて健康で安心して暮らせる生活環境を整えるため、DVや性暴力、各種ハラスメント*などあらゆる暴力の予防と根絶のほか、ライフステージ*に応じた心身の健康づくりを支援します。

また、困難を抱えた女性が躊躇なく相談できる体制を構築し、誰もが安心して相談できる支援体制とするなど、多様性を認め合いながら、ともに安全で安心して暮らせる社会づくりをめざします。



3 施策の体系

基本目標	施 策	施策の内容
基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	(1) 男女共同参画意識を高める広報・啓発の推進	① 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 ② 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発
	(2) 男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実	① 男女共同参画の視点*に立った教育の充実 ② 家庭・職場・地域における男女共同参画の学習機会の提供
	(3) 国際的視点に立った意識の浸透	① 情報収集および提供 ② 多文化共生社会の推進
基本目標 2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり 【岡谷市女性活躍推進計画】	(1) 意思決定過程への女性の参画促進	① 審議会などへの女性の積極的参画 ② 女性の職域拡大と管理・監督職への登用促進
	(2) 男女がともに働きやすい環境整備とワーク・ライフ・バランスの実現	① 女性の創業・就労支援 ② 女性が活躍するための環境整備 ③ 多様な働き方への支援 ④ ワーク・ライフ・バランスの推進
	(3) 地域における男女共同参画の推進	① 地域活動における女性の参画促進 ② 防災・減災活動における男女共同参画の推進
基本目標 3 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり 【岡谷市困難女性支援基本計画】	(1) あらゆる暴力の予防および根絶 【岡谷市 DV 防止基本計画】	① DV・性暴力などへの対策の推進 ② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進 ③ 若年層に対する予防啓発の推進
	(2) 安心して暮らすための相談・支援体制の整備	① 困難を抱えた女性への支援 ② ひとり親家庭の支援の充実
	(3) 生涯を通じた健康支援	① ライフステージに応じた健康の包括的支援* ② 妊娠・出産・育児に関する支援の充実 ③ 高齢者・障がい者の社会参画の支援
	(4) 多様な性を認め合える社会の実現	① 多様な性に関する理解促進

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

施策（1）男女共同参画意識を高める広報・啓発の推進

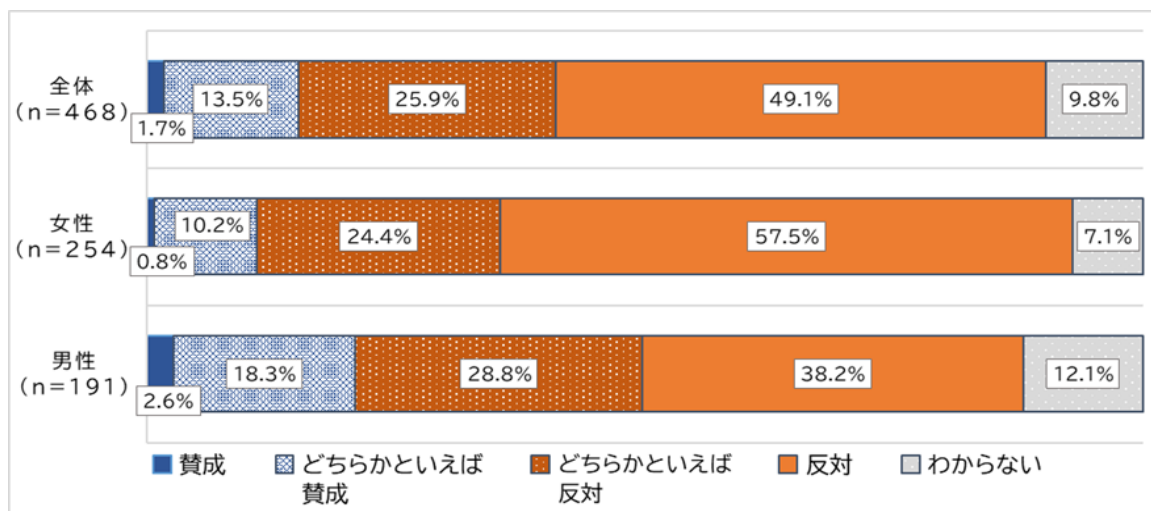
■現状と課題

第1章4でも触れていますが、「男性は仕事、女性は家庭」というような考え方について男女ともに約7割が「反対」「どちらかといえば反対」と考えています。しかし、「賛成」「どちらかといえば賛成」と考える人は約2割となり、特に男性が多いことから、いわゆる固定的な性別役割分担意識が残っていることがわかります（図3-1）。

誰もが自分らしくいきいきと生活するためには、性別などにかかわらず多様な生き方を認め、能力を十分に発揮できる社会となることです。そのためには、ジェンダー平等の視点に基づき、不平等感を解消することが大切です。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて広報・啓発活動などを行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなる、という理解を浸透させる必要があります。

図3-1 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和5年度）

■施策の方向

市民が男女共同参画の意義や必要性について正しく理解できるよう、男女共同参画の意識づくりのための広報・啓発を推進します。

また、あらゆる機会を活用し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行います。

■施策の内容

①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画に関する情報発信・啓発活動	男女共同参画への関心と理解を深めるため、広報やホームページなどによる情報発信、イベントの開催を通じた啓発活動を行います。	地域創生推進課

②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

具体的施策	取組内容	担当課
固定的な性別役割分担意識解消のための意識啓発	家庭・学校・職場・地域などへ、学習機会の提供を行い、男女共同参画の推進を阻害する慣習やしきたりなどの解消を図ります。	地域創生推進課 工業振興課 商業観光課 農林水産課 教育総務課 生涯学習課



男女共同参画週間にあわせて実施した啓発展示

施策（２）男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実

■現状と課題

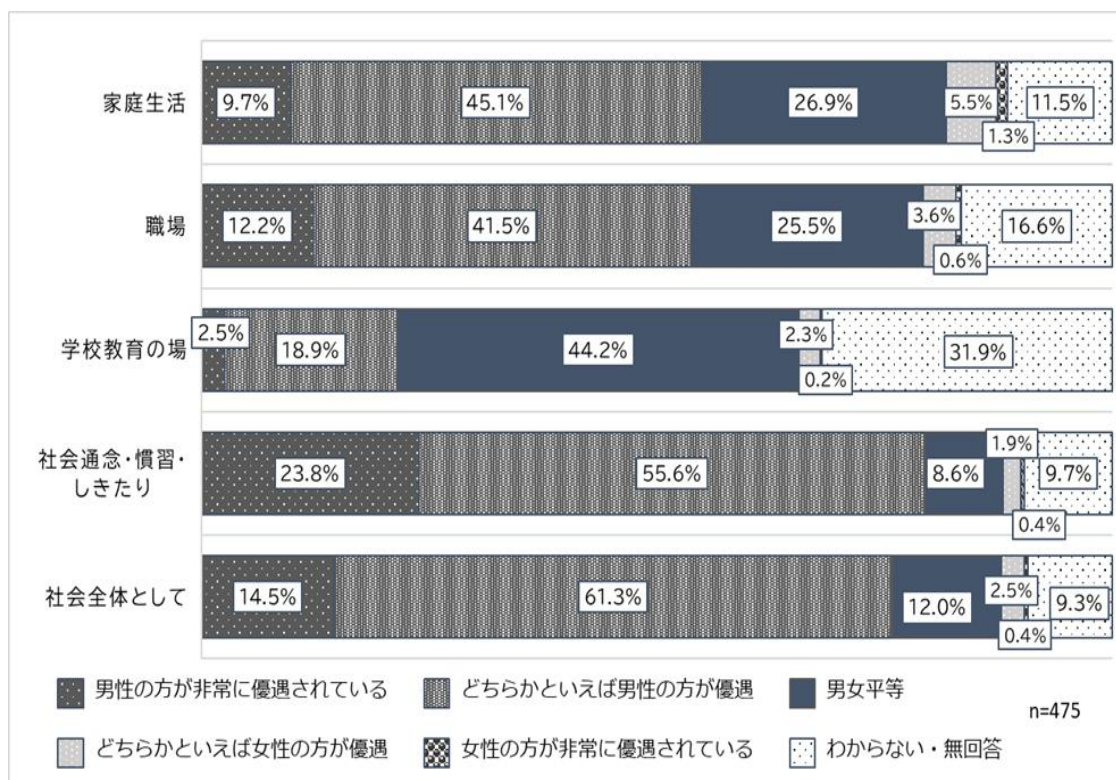
男女の地位の平等感について、「学校教育の場」では、「職場」や「家庭生活」、「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体」と比べると、男女平等が進んでいる様子が伺えます（図 3-2）。

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方を選択でき、自分らしくいきいきと生活するためには、子どものころから男女共同参画・ジェンダー平等について学習し、理解を深めることが重要です。

また、学校教育だけでなく、家庭や地域社会が与える影響も大きいことから、子どもから大人まで生涯を通じた男女共同参画の視点に立った総合的な教育・学習の機会を提供する必要があります。

図 3-2 男女の役割や地位に関する意識について

（家庭生活、職場、学校教育の場、社会通念・慣習・しきたり、社会全体として）



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和 5 年度）

■施策の方向

男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。

また、家庭・職場・地域などさまざまな場において、男女共同参画の意識づくりのための教育や学習の機会を提供します。

■施策の内容

①男女共同参画の視点に立った教育の充実

具体的施策	取組内容	担当課
性別にかかわらない幼児期の教育・保育の推進	幼児期から、一人ひとりの人権を尊重し、その個性を伸ばす教育・保育を進めます。	子ども課
多様な選択を可能にする教育の推進	児童・生徒に男女共同参画・ジェンダー平等に関する理解を促し、一人ひとりの人権を尊重し、個性を伸ばしたキャリア形成*ができるよう教育の推進を図ります。	教育総務課
教職員・保育士などに対する意識啓発	男女共同参画・ジェンダー平等の視点に立った教育を推進するため、教職員、保育士などに対し、意識啓発活動を行います。	子ども課 教育総務課

②家庭・職場・地域における男女共同参画の学習機会の提供

具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画に関する講座など学習の支援	事業所・団体などが主催する講座や研修会に講師（アドバイザーなど）を派遣するなど、学習活動を支援します。	地域創生推進課 生涯学習課
男女共同参画に関する資料や情報の収集と提供	男女共同参画・ジェンダー平等などの推進を図るため、市民や団体へ情報の提供を行います。	地域創生推進課

施策（３）国際的視点に立った意識の浸透

■現状と課題

国際連合では 2015 年 9 月に、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、「誰一人取り残さない」社会をめざして国際社会が一致して取り組んでいます。その持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるには、国際的な動向を把握し、取り入れることが必要です。あわせて、国際交流や多文化共生に対する理解を深める機会の提供や在住・滞在外国人などに配慮した支援を行うことも大切です。

■施策の方向

ジェンダー平等の取組など国際的な動向を把握し、広く情報提供を行います。また、多文化共生社会の理解を浸透させるため、国際交流などを推進します。

■施策の内容

①情報収集および提供

具体的施策	取組内容	担当課
国際的な情報の提供	男女共同参画に関する国際連合の動きや先進国の状況などを収集し、広報やホームページなどで情報を提供します。	地域創生推進課

②多文化共生社会の推進

具体的施策	取組内容	担当課
国際理解と交流の推進	国際交流の場を提供し、多文化共生の理解と認識を深めることを推進します。	子ども課 教育総務課 生涯学習課
在住・滞在外国人に対する暮らしに関する情報提供	在住・滞在外国人の不安や悩みを解消するため、人権に配慮しながら暮らしに関する情報を提供するとともに、各種相談に適切に対応します。	地域創生推進課

基本目標２ あらゆる分野において男女がともに活躍できる 環境づくり

【岡谷市女性活躍推進計画】

施策（１）意思決定過程への女性の参画促進

■現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、家庭・仕事・地域などさまざまな場面において意思決定過程に男女がともに参画し、平等に意見を反映させることが重要です。

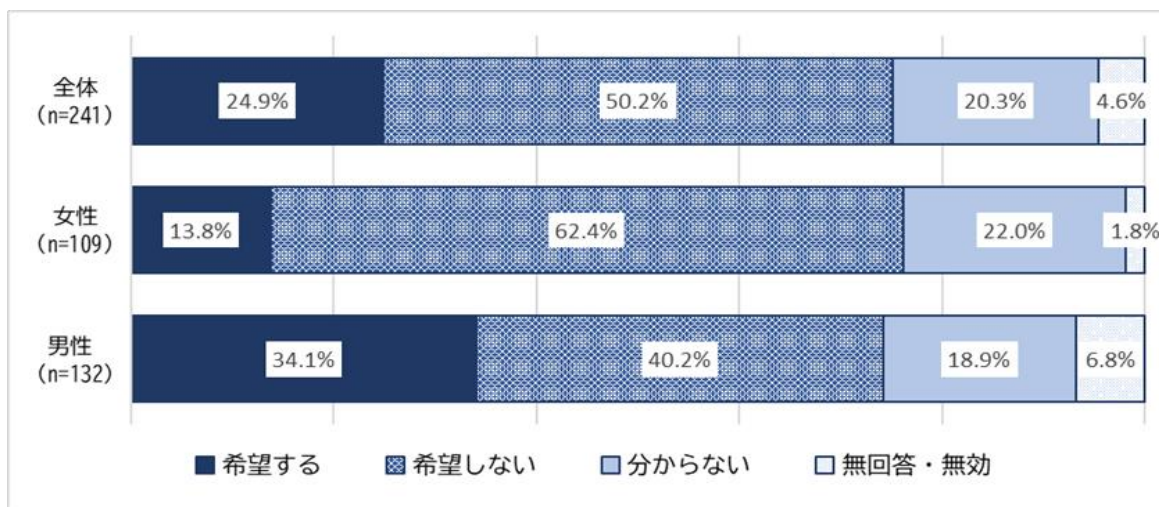
本市における各種審議会などへの女性参画は、35.2%と目標値の40.0%には届かない状況です（P5 図1-4）。

働く場の意識調査では、管理・監督職の女性比率は少しずつ上昇していますが、従業員への調査で管理職へ昇格を希望する人は24.9%にとどまり、特に女性の6割以上が仕事の責任が重くなることや自分の知識・経験・能力に自信がないことから、管理職として働くことを望んでいない結果となりました（図3-3）。

このことから、女性のキャリアに対する意識啓発のほか、役員になることを阻害する社会通念や慣行、固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消する必要があります。

あわせて、行政が女性登用の模範を示すとともに、あらゆる分野における女性参画の必要性について理解を深める取組が必要です。

図3-3 管理職（課長相当職以上）への昇格を希望するか（正社員）



資料：働く場の意識調査（令和4年度）

■施策の方向

審議会や委員会などへの女性の積極的参画を促進します。

また、女性の職域拡大や管理職などへの登用促進に向け、情報収集と啓発に努めます。

■施策の内容

①審議会などへの女性の積極的参画

具体的施策	取組内容	担当課
審議会などへの女性の積極的参画の促進	「岡谷市審議会等の設置及び運営に関する指針」において、女性を積極的に委員に登用することを規定していることから、政策・方針決定の場への女性の積極的な参画を促進します。	全課 地域創生推進課
女性のエンパワーメント*支援	政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識の解消、女性の意識啓発や能力向上のための講座などの情報を広く周知し、参加を促します。	地域創生推進課

②女性の職域拡大と管理・監督職への登用促進

具体的施策	取組内容	担当課
働く場における女性の職域拡大と管理職への登用啓発	働く場における女性の職域拡大と管理職への登用について情報収集し、啓発に努めます。	地域創生推進課 工業振興課
市役所における女性管理監督職への登用促進	岡谷市特定事業主行動計画に基づき、女性職員の管理職への登用を進めるため、女性職員の意欲や能力の向上を図り、管理監督者にふさわしい人材を育成します。	総務課

施策（２）男女がともに働きやすい環境整備と

ワーク・ライフ・バランスの実現

■現状と課題

本市における女性の労働力率*は、各年齢で全国よりも高い状況です。また、平成２７年に比べ令和２年の数値も上がっています。このことから、本市は女性の就労者が多いことがわかります（P21 図３-４、図３-５）。

市民アンケートでは、女性の就労のあり方について「結婚や出産にかかわらず、仕事を続けるほうがよい」と考える人の割合が多い中、働き続けるための課題としては「育児」や「労働環境」の回答が多く、継続的に仕事をするための環境整備は重要な課題といえます（P22 図３-６、図３-７）。

また、働く場の意識調査によると、理想ではバランスの取れた生活を求めている人が多い中、現実では仕事を優先している人が多く、男女共同参画社会実現のためには、仕事と家庭生活を両立させるための支援策の充実を望む声が多くありました（P6 図１-６）。

このほか、固定的な性別役割分担意識を背景に、男性中心の働き方が継続されていることなどにより、男性の家庭生活への参画が十分に得られず、家事や育児などに対する女性の負担が大きくなっています。

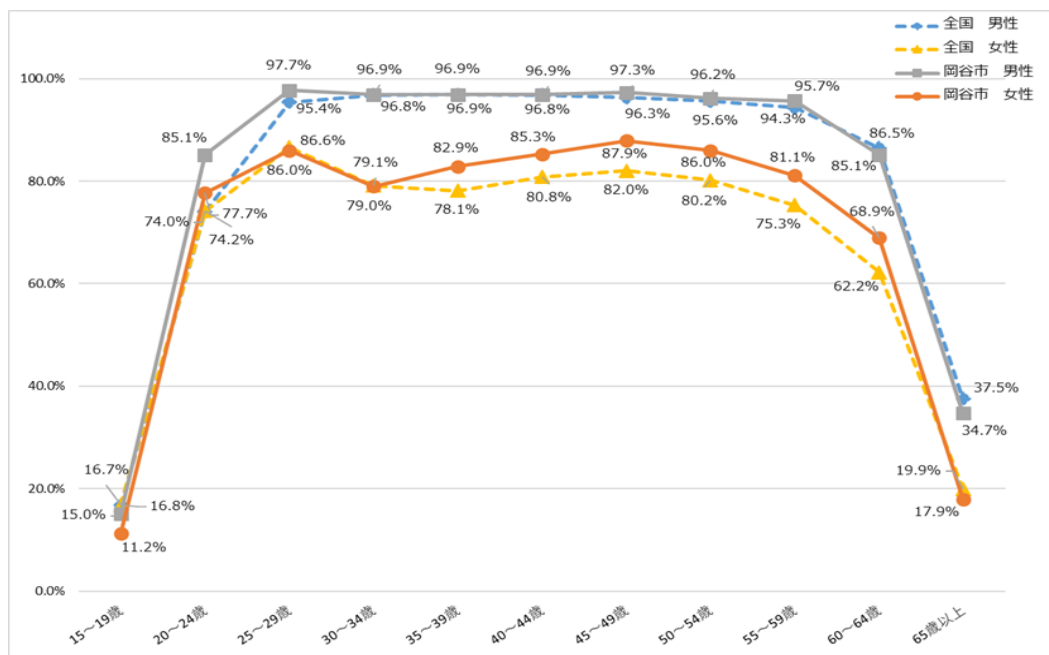
働く場において、女性がその個性と能力を十分発揮できる社会の実現のため、子育てや介護をしながら働く人への支援や、子育て後に再就職をめざす人への支援、男性の家庭生活への参画促進、企業へ向けた女性活躍に関する意識改革の推進など、誰もが多様な生き方を選択できるような取組が必要であります。

あわせて、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進し、男女がともに働きやすい職場環境を整えることも大切です。



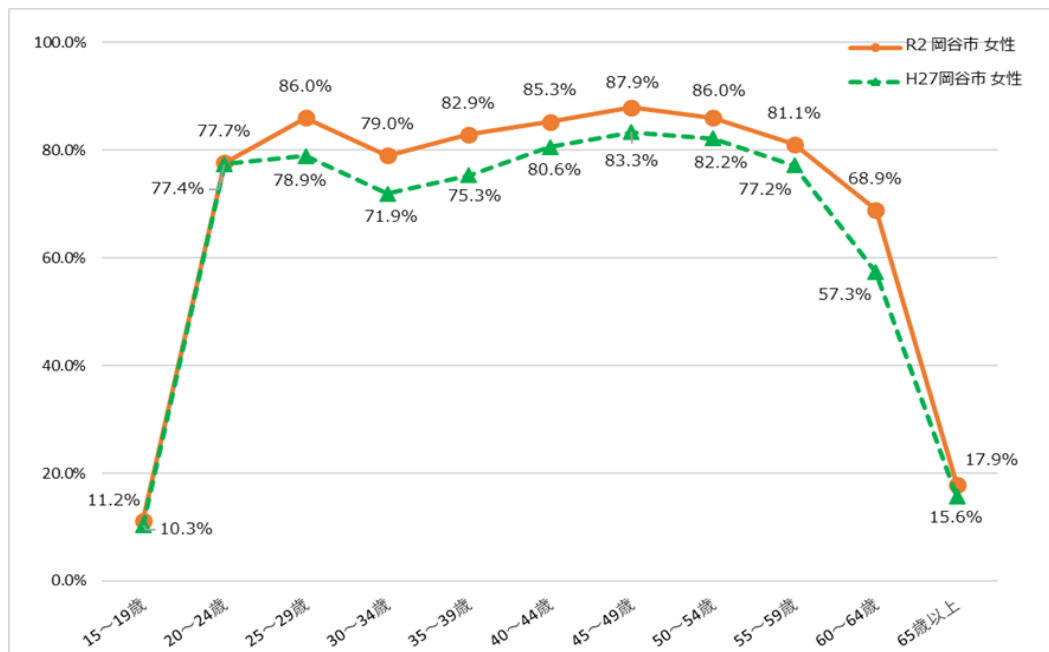
岡谷市で作成した「男女共同参画かるた」抜粋

図 3-4 年齢階層別労働力率（岡谷市と全国平均との比較）



資料：令和 2 年国勢調査結果を基に作成

図 3-5 年齢階層別労働力率（岡谷市女性の前回調査時との比較）



資料：平成 2 7 年、令和 2 年国勢調査結果を基に作成

結婚・育児期にある年齢層の女性労働力が低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる M 字カーブ*が描かれています。
全国に比べて本市の女性の労働力率は高い状況にあります。

図 3-6 女性の就労のあり方

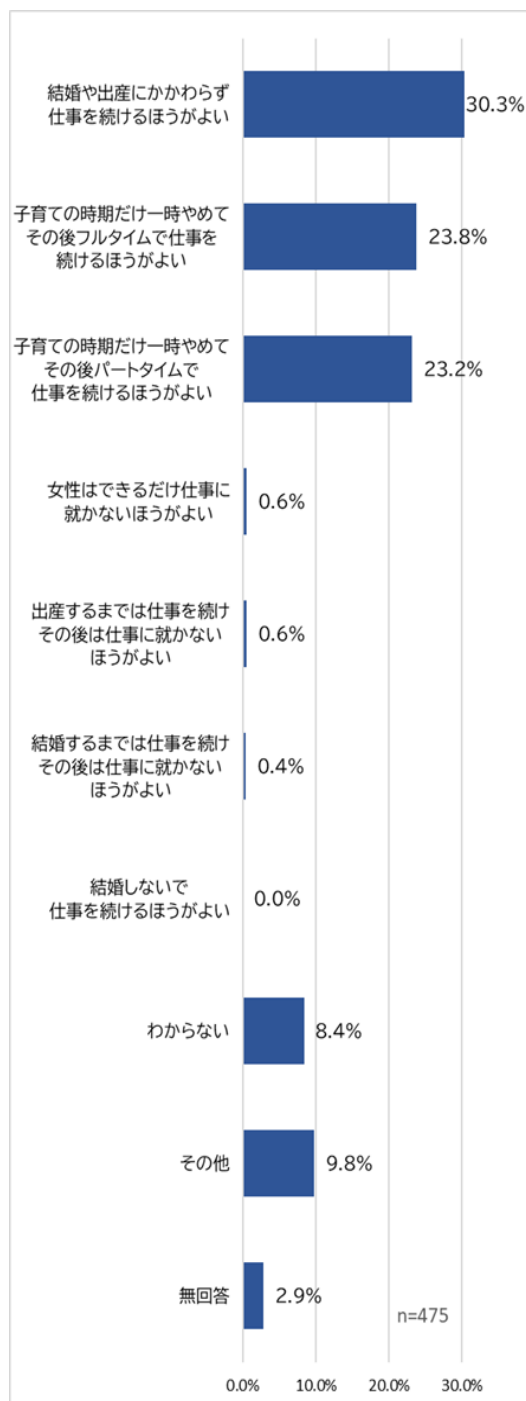
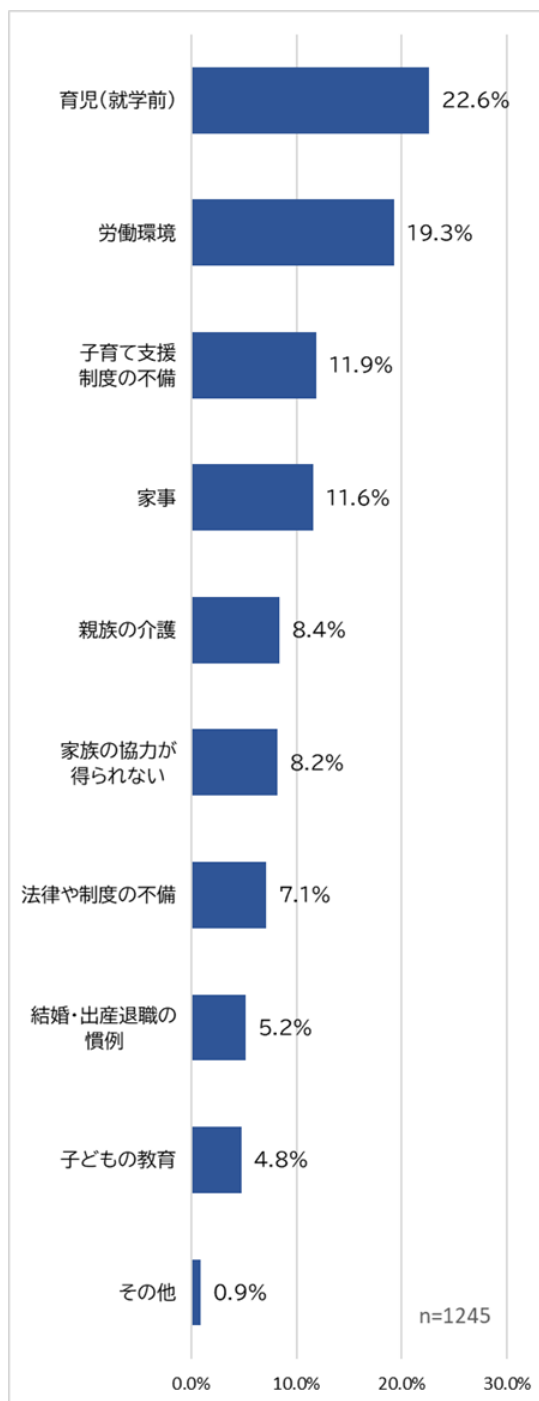


図 3-7 女性が働き続けるための課題



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和5年度）

■施策の方向

女性が個性と能力を十分に発揮できる社会実現のための環境整備や、就労・キャリアアップ支援*などを行います。

また、多様な働き方への支援を充実させることに加え、ワーク・ライフ・バランスの実現のための啓発に取り組みます。

■施策の内容

①女性の創業・就労支援

具体的施策	取組内容	担当課
女性のチャレンジ活動への支援	県や商工会議所などと連携して、女性の視点やアイデアを活かした、女性のチャレンジ活動や創業を支援します。	工業振興課 商業観光課 農林水産課
女性の就労・キャリアアップ支援 および再就職支援	就労・キャリアアップのための支援および再就職支援セミナーなどの周知や情報提供を行うほか、ジョブカフェ*やハローワークなどと連携して相談窓口の充実を図り、就労支援を行います。	工業振興課 商業観光課

②女性が活躍するための環境整備

具体的施策	取組内容	担当課
市内企業の働きやすい環境整備の促進	市内企業の働きやすい環境整備を促進し、県が取り組む各種認証などを推奨しながら周知・啓発を行うとともに、雇用形態にかかわらず、働きやすい労働環境の改善に取り組む事業所の支援に努めます。	地域創生推進課 工業振興課 商業観光課
「育児・介護休業法」などの周知・啓発	「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法*」などの周知や啓発を行い、働き続けたい女性への支援を行います。	工業振興課 商業観光課

③多様な働き方への支援

具体的施策	取組内容	担当課
仕事と子育ての 両立支援の充実	働き方の多様化にともない、保育サービスや学童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図ります。また、子育て支援制度の周知に取り組みます。	子ども課 教育総務課
仕事と介護の 両立支援の充実	介護に関する講座などの開催や相談窓口などの充実を図ります。また、「介護保険なんでも読本（岡谷版※毎年改定）」を活用し、職員出前講座、各種研修などで介護保険制度についてわかりやすい情報を提供します。	介護福祉課
柔軟で多様な 働き方への支援	生活環境の変化に合わせた柔軟で多様な働き方を支援するため、事業所などへ周知、情報の提供を行います。	工業振興課 商業観光課

④ワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	取組内容	担当課
ワーク・ライフ・ バランスの普及 啓発	安心して働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、市民や事業所に対する情報提供、セミナーなどを通じた学習機会の提供、あわせて周知や啓発を図ります。	地域創生推進課 工業振興課 商業観光課
男性の家事・育 児・介護などへ の参画促進	男性の家事・育児・介護などへの参画を促進するため、家庭生活で役立つセミナーやイベントを開催するなど、学習機会を提供します。	地域創生推進課 介護福祉課 子ども課 健康推進課 生涯学習課

施策（３）地域における男女共同参画の推進

■現状と課題

家庭や仕事と同じように、地域社会は人々にとって身近な居場所であるとともに影響を受ける場所でもあります。区や団体などへの加入率の低下や役員の高齢化による手不足など、さまざまな問題を抱えています。

市民アンケートでは、「地域活動」での男女の平等感については約４割が男性優遇と感じている結果となりました（図３-８）。また、「防災や災害時での活動は男性だけで行っているか」との問いには、約５割が「そうではない」と回答しています（図３-９）。

市と市民が協働でまちづくりを推進するうえで、女性もまちづくりの担い手として地域活動などに積極的に参加し、女性の視点を取り入れた地域活動を展開することは重要です。また、災害への対応では、男女の役割を固定せず、ともに活動できる環境づくりが重要です。

男女共同参画の視点を踏まえた地域活動や防災活動ができるよう、活動の担い手の育成や、男女共同参画の必要性などの理解を深める必要があります。

図３-８ 男女の役割や地位に関する意識について（地域活動）

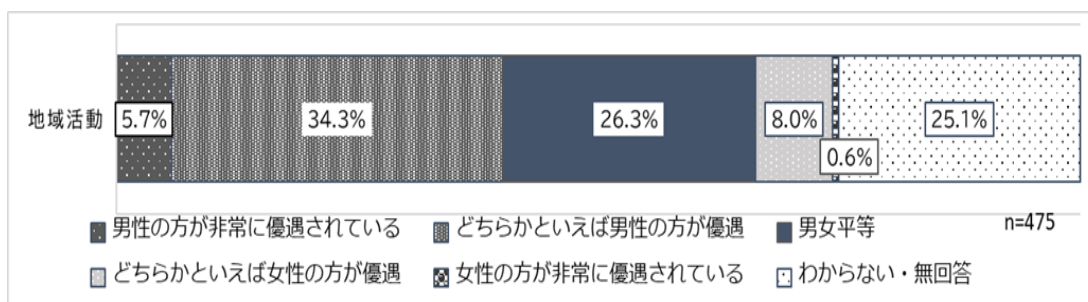
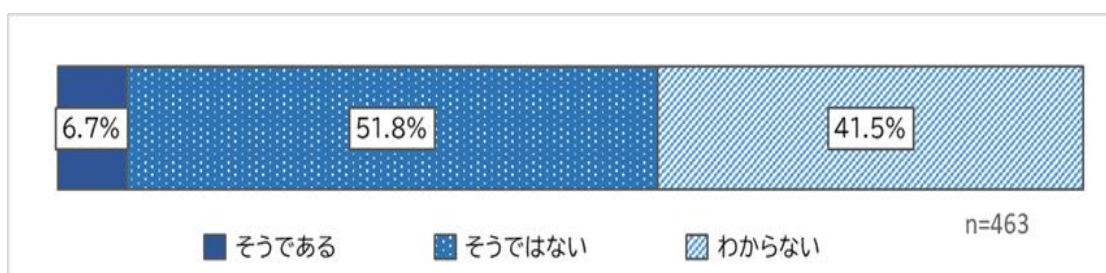


図３-９ 防災や災害時での活動は男性だけで行っていると思うか



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和５年度）

■施策の方向

地域における慣習やしきたりによる固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行い、方針決定の場への女性の参画を促進します。

また、男女共同参画の視点を反映した防災活動を推進し、男女がともに協力した避難所運営となるための支援を行います。

地域防災活動への女性の参画を働きかけ、地域住民への消防団活動に対する理解を深めます。

■施策の内容

①地域活動における女性の参画促進

具体的施策	取組内容	担当課
地域活動における女性参画の促進	地域における、方針決定の場への女性の参画を促進するための働きかけを行います。	地域創生推進課 秘書広報課
男女がともに担う地域活動への啓発推進	地域における、慣習やしきたりによる固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女がともに地域活動を担えるよう、意識啓発や情報提供を行います。	地域創生推進課 秘書広報課

②防災・減災活動における男女共同参画の推進

具体的施策	取組内容	担当課
男女共同参画の視点を反映した防災活動の推進	男女共同参画の視点を反映した防災・減災活動を行うため、男女共同参画の視点を取り入れた各種マニュアルを作成し、防災訓練への参加を呼びかけます。 あわせて、地域におけるジェンダーバランス*に配慮した避難所運営のため、女性の参画を推進します。	危機管理室
地域の防災活動への女性参画の促進	消防団や自主防災組織における女性の参画を働きかけ、地域住民への消防団活動に対する理解を深めます。	危機管理室 消防課

基本目標3 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

【岡谷市困難女性支援基本計画】

施策（１）あらゆる暴力の予防および根絶【岡谷市DV防止基本計画】

■現状と課題

DVやハラスメントなどは、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題です。これらの背景には、性別による偏見や差別が意識の中だけでなく無意識の中に根強く残る慣習やしきたり、経済力の格差などの社会構造が潜んでいます。

市民アンケートでは、DVの被害経験について「直接経験をしたことがある」、「相談を受けたことがある」、または「当事者を知っている」との回答が2割を超えています（P7 図1-8）。

また、パートナー間の暴力だけでなく、高齢者や子どもへの虐待なども問題となっています。近年ではSNS*などの広がりにともない、有害情報や誹謗中傷など暴力の種類も多様化しています。

そのような中、DVを受けたときの相談先として家族や親せき、友人などへの相談が多い状況ですが、誰にも相談できない人も一定数いることから、相談支援体制の充実と安心して相談できる相談窓口の周知徹底が必要です（P7 図1-9）。

このほか、職場や日常生活の中での言動などによって他の人に不利益や精神的なダメージを与えるハラスメントが増加しています。

市民アンケートでは、男女の人権が尊重されていないと感じることとして、さまざまなハラスメントが上位を占めています（P28 図3-10）。多種多様なハラスメントに関する正しい理解と防止に向けた取組が必要です。

「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意思を表しています。

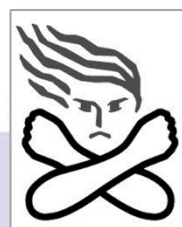
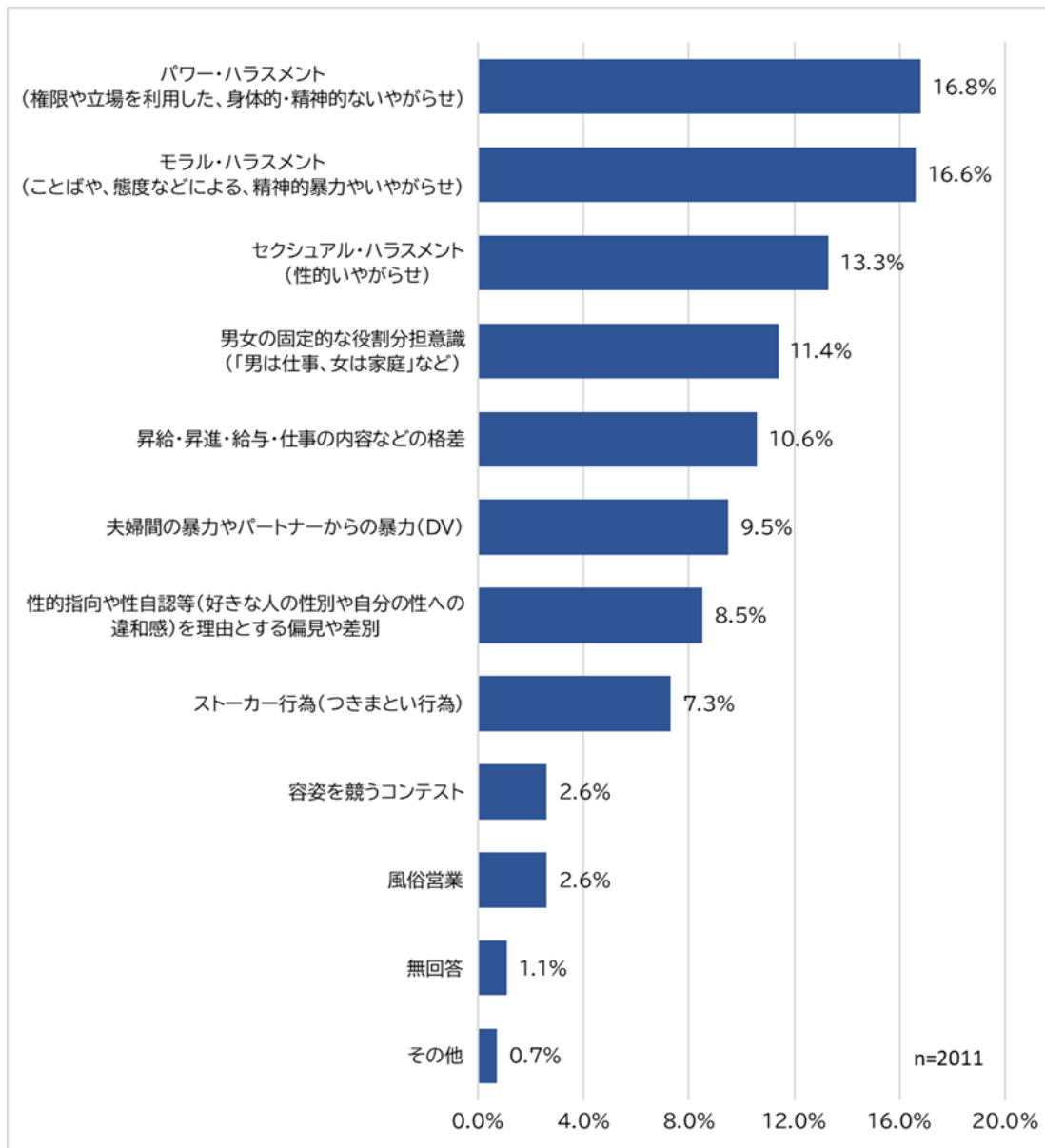


図 3-10 男女の人権が尊重されていないと感じること



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和5年度）

■施策の方向

あらゆる暴力の予防・根絶に向けて啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を図りながら相談体制を充実させます。

また、多種多様なハラスメントについて正しい理解と防止に向けた意識の醸成を図ります。

■施策の内容

①DV・性暴力などへの対策の推進

具体的施策	取組内容	担当課
あらゆる暴力根絶に向けた啓発活動	DV・性暴力などあらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動を行います。また、正しく理解するための学習会などを提供します。	地域創生推進課 社会福祉課 介護福祉課 子ども課 教育総務課
あらゆる暴力への相談体制の充実	DVなどの相談に対応するため、相談員のスキルの向上を図り、相談機能の充実を図ります。 また、状況に応じた対応が迅速に行うことができるよう、関係機関との連携を図ります。	社会福祉課 介護福祉課 子ども課 教育総務課

②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

具体的施策	取組内容	担当課
各種ハラスメント防止に向けた啓発推進	セクシュアルハラスメント*やマタニティハラスメント*などの各種ハラスメントの防止に向け、事業所などに情報提供を行い、意識啓発します。	地域創生推進課 工業振興課 商業観光課

③若年層に対する予防啓発の推進

具体的施策	取組内容	担当課
デートDV*防止教育の推進	若年層に対して、デートDVなどに関する学習の機会を提供し、啓発活動を行います。	地域創生推進課 教育総務課 生涯学習課
有害環境*の改善	有害環境の改善のための浄化活動を支援するとともに、SNSなどによるいじめや犯罪被害の根絶に向け、関係機関との情報共有や連携を図ります。	生涯学習課

施策（２）安心して暮らすための相談・支援体制の整備

■現状と課題

女性をめぐる課題は、性的な被害に加えて生活困窮や家庭の状況、地域社会との関係性など、さまざまな問題が複雑に絡み合い複合化していることから、安心して生活できる環境整備が重要です。

複合的な問題に対応できるよう、庁内関係機関などと連携を強化する必要があります。あわせて、相談することに躊躇してしまうことのないよう、相談先などを広く周知し、誰もが安心して相談できる体制とすることも大切です。

また、ひとり親家庭では、生計を維持し家事や育児と両立していくことは、大きな負担となっています。特にひとり親へのアンケートでは、家計状況や仕事などに困っており、経済的支援を期待する回答が多くを占めています（図 3-11、図 3-12）。

そのため、自立して安定した生活を送るための支援が必要です。

図 3-11 日常生活で継続的に困っていること

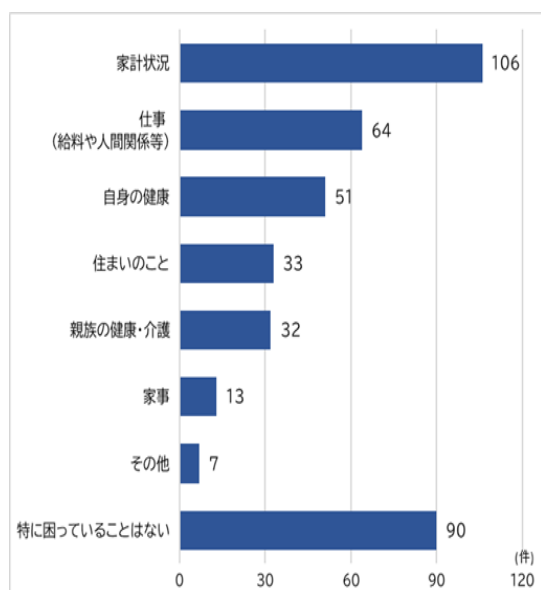
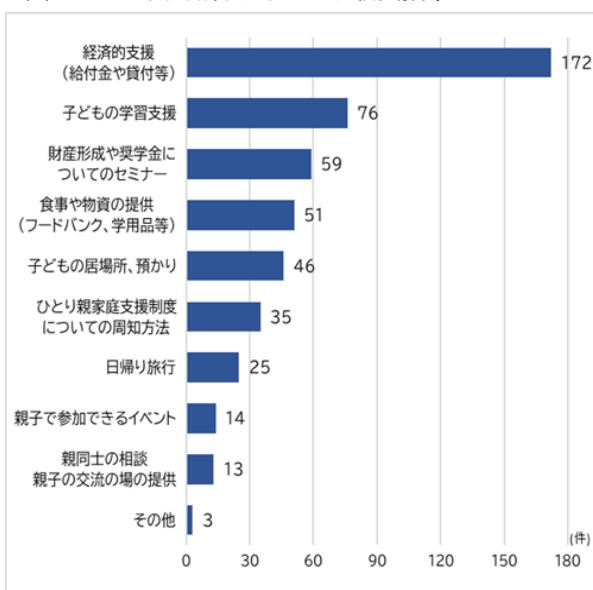


図 3-12 今後期待するひとり親支援策



資料：社会福祉課調べ

■施策の方向

困難を抱えた女性への支援の充実を図ります。

また、どこに相談していいのかわからないことがないよう、相談窓口の周知に努めます。

ひとり親家庭が自立した生活が送れるよう、支援の充実を図ります。

■施策の内容

①困難を抱えた女性への支援

具体的施策	取組内容	担当課
困難を抱えた女性への支援の充実	複雑化、複合化する課題に対応できる相談支援体制を構築し、困難を抱える女性への支援を充実させます。 また、庁内関係機関や民間支援団体と重層的に支援ができるよう連携などを強化します。	社会福祉課
相談窓口の周知	困難を抱えた女性がどこに相談していいのかわからないことのないよう、窓口の連絡先や相談方法などの情報を広く周知し、誰もが相談しやすい体制とします。	社会福祉課

②ひとり親家庭への支援の充実

具体的施策	取組内容	担当課
ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、健康保持を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成などの経済的支援を行います。	社会福祉課 医療保険課
ひとり親家庭の自立・就労支援	ひとり親家庭の就労を支援するため、関係機関と連携し、必要な知識や資格の修得への支援を行います。 また、母子・父子自立支援員により就労に関する相談など、自立支援を行います。 民生児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行います。	社会福祉課

施策（３）生涯を通じた健康支援

■現状と課題

自身の生活において、健康のことに不安を抱いている人は少なくありません（図３-13）。

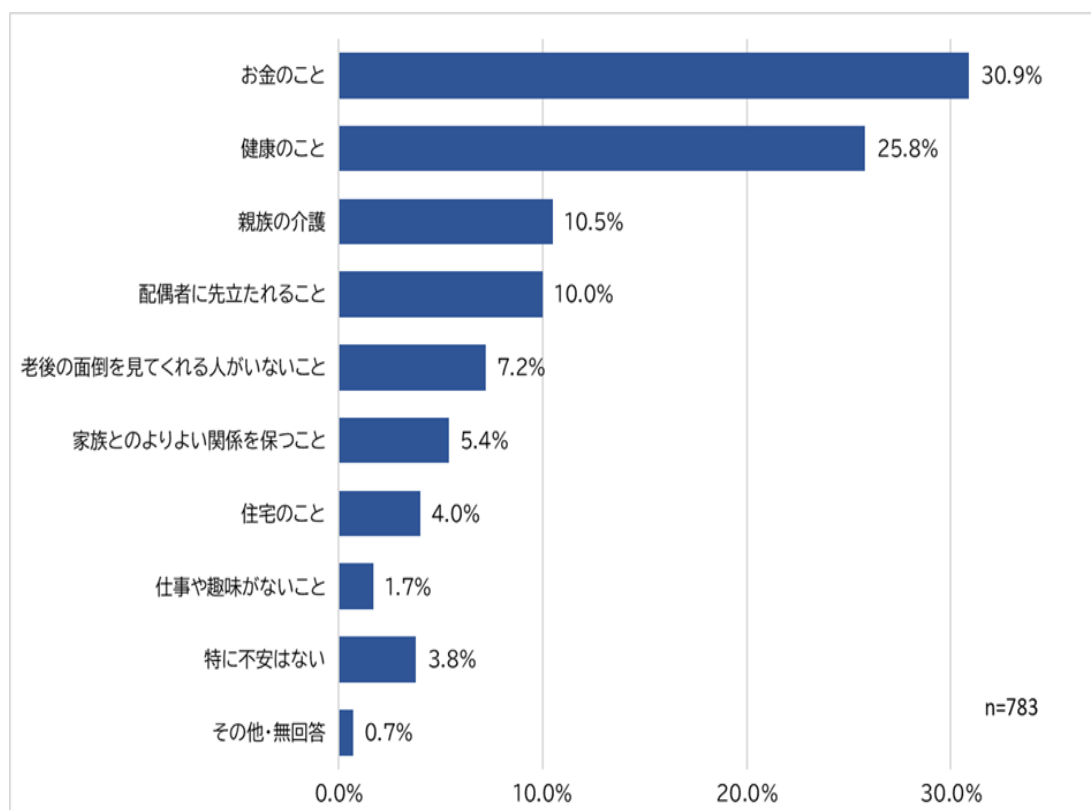
男女共同参画社会を実現するためには、男女がいいきと心豊かに充実した人生を送れるよう、生涯を通じて心身ともに健康であることが大切です。

このためにも、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、互いに思いやりを持って健康を維持することが重要です。特に女性は、年代に応じて大きく変化するという特性があることから、適切なサポートが必要です。

また、ストレスなどによる心身の不調や自殺者の増加、ひきこもりなどが社会問題となっていることから、生きがいづくりの場を充実させ、積極的な社会参加への支援が求められています。

ライフステージに応じた健康課題について正しく理解し、健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援に取り組む必要があります。

図３-13 自身の生活について不安なこと



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和５年度）

■施策の方向

男女それぞれの身体の特徴を理解し、ライフステージに応じて包括的に支援を行い、自己管理意識を高めます。

妊娠・出産を希望する人が安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目ない支援を行います。

また、高齢者や障がい者がいきいきと生活できるよう、社会参加への支援を行います。

■施策の内容

①ライフステージに応じた健康の包括的支援

具体的施策	取組内容	担当課
生涯を通じた健康づくりの推進	ライフステージに応じた健康相談体制を充実させるとともに、講演会やイベントを通して正しい健康について理解を深め、心身の健康づくりを支援します。	健康推進課
各種健診事業の充実と受診率の向上	妊産婦健診、がん検診、特定健診、その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図ります。	医療保険課 健康推進課
発達段階に合わせた教育の推進	学習指導要領に基づき、発達段階に合わせた男女の差の理解などを深めるほか、ジェンダー平等や多様性に配慮した教育を推進します。	教育総務課



②妊娠・出産・育児に関する支援の充実

具体的施策	取組内容	担当課
妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から妊産婦に寄り添い、出産・子育て期まで身近で一貫して相談に応じながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援*を行います。 また、ライフステージに応じた女性の健康づくりの情報提供を図ります。	健康推進課
子育ての包括的支援	両親、特に母親の育児不安を軽減するため、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスなどを充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。	子ども課 健康推進課 教育総務課

③高齢者・障がい者の社会参画の支援

具体的施策	取組内容	担当課
高齢者や障がい者の社会参加の支援	地域社会で高齢者・障がい者がいきいきと生活できるよう、介護予防などの健康支援、交流の場に加え、就労情報の提供や支援を行います。	社会福祉課 介護福祉課 スポーツ振興課
高齢者や障がい者にやさしい生活環境の推進	高齢者・障がい者の安全・安心な生活環境の確保、社会的自立および社会参画を推進するため、各種公共施設や道路、住宅などの整備やバリアフリー化*を推進します。	企画課 社会福祉課 介護福祉課 都市計画課

施策（４）多様な性を認め合える社会の実現

■現状と課題

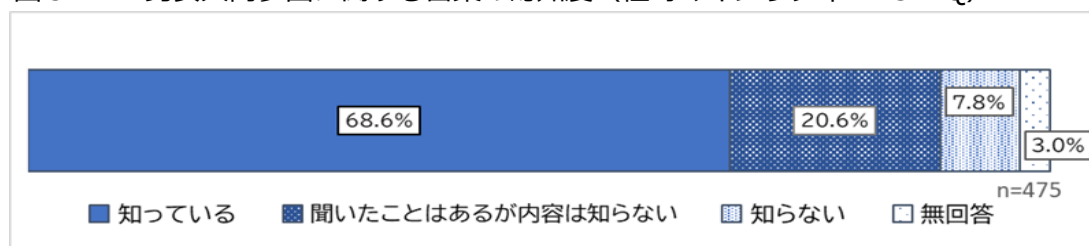
私たちは、異なる特徴や特性を持ちながら、多くの人や社会とかがわり、生活しています。このような多様性の広がりとともに、LGBTQ*や性的マイノリティ*という言葉の認知が急速に高まりつつあります。

市民アンケートでは、約９割の人が「知っている」「聞いたことはある」と回答していますが、そのうち約２割は「内容までは知らない」と回答しており、十分な理解がされていない状況です（図３-14）。

LGBTQ などの性的マイノリティであることで、偏見や差別から生きづらさを感じ、孤独に陥ってしまう人もいます。

誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、多様な性について理解を深める必要があります。

図３-14 男女共同参画に関する言葉の認知度（性的マイノリティ・LGBTQ）



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和５年度）

■施策の方向

多様な性について、理解を深めるための情報提供を行います。

■施策の内容

①多様な性に関する理解促進

具体的施策	取組内容	担当課
多様な性に関する理解を深めるための啓発	性的指向*、性自認*などの多様な性に関する理解を深めるため、情報提供を行います。	地域創生推進課
長野県パートナーシップ届出制度*の周知	長野県パートナーシップ届出制度および利用可能な行政サービスの周知を行います。	地域創生推進課

第4章 計画の推進

1 計画の進行管理

(1) 取組の目標指標の設定

計画をより実効性のあるものとするため、令和11年度を目標年度とする目標指標を設定し、めざす到達点をわかりやすく示します。

岡谷市男女共同参画審議会において、目標指標の達成状況について定期的に評価・点検を行います。

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

指標名	計画策定時実績	目標値
「家庭生活」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	26.9% (令和5年度調査)	35.0% (令和10年度調査)
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について賛成と思う人の割合	15.2% (令和5年度調査)	10%未満 (令和10年度調査)
「社会全体」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	12.0% (令和5年度調査)	20.0% (令和10年度調査)

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

指標名	計画策定時実績	目標値
審議会等における女性委員の登用率	35.2% (令和6年3月31日)	40.0% (令和11年3月31日)
市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	13.5% (令和6年4月1日)	15.0% (令和11年4月1日)
ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度(内容まで知っている人の割合)	41.1% (令和5年度調査)	50.0% (令和10年度調査)
「地域活動」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	26.3% (令和5年度調査)	35.0% (令和10年度調査)

基本目標3 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

指標名	計画策定時実績	目標値
DVについて誰にも相談できない人の割合	2.8% (令和5年度調査)	0% (令和10年度調査)
生活上困難を抱える女性の相談窓口を知っている人の割合	—	30.0% (令和10年度調査)

（２）市民意識調査（市民アンケート）の実施

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、「男女共同参画に関する市民意識調査」、「働く場における男女の意識調査」を定期的の実施し、男女共同参画に関する市民の意識と実態、就労に関する男女の意識と実態、行政に対する課題の変化などを把握します。

２ 計画の推進体制

（１）岡谷市男女共同参画審議会【市長の諮問機関】

条例第20条の規定に基づく市長の諮問機関として、男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査、審議するために設置しています。

審議会では、男女共同参画に関する現状を継続的に調査・把握するとともに、施策の実施状況や目標の達成状況について評価・点検を行い、市長に意見や提言を行います。

（２）岡谷市男女共同参画推進協議会【庁内の推進機関】

「岡谷市男女共同参画推進協議会設置要綱」第1条の規定に基づき、庁内の連携を図り、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進するために設置しています。

協議会を通して男女共同参画施策を担う庁内の関係部署が連携することにより、横断的に取り組みます。

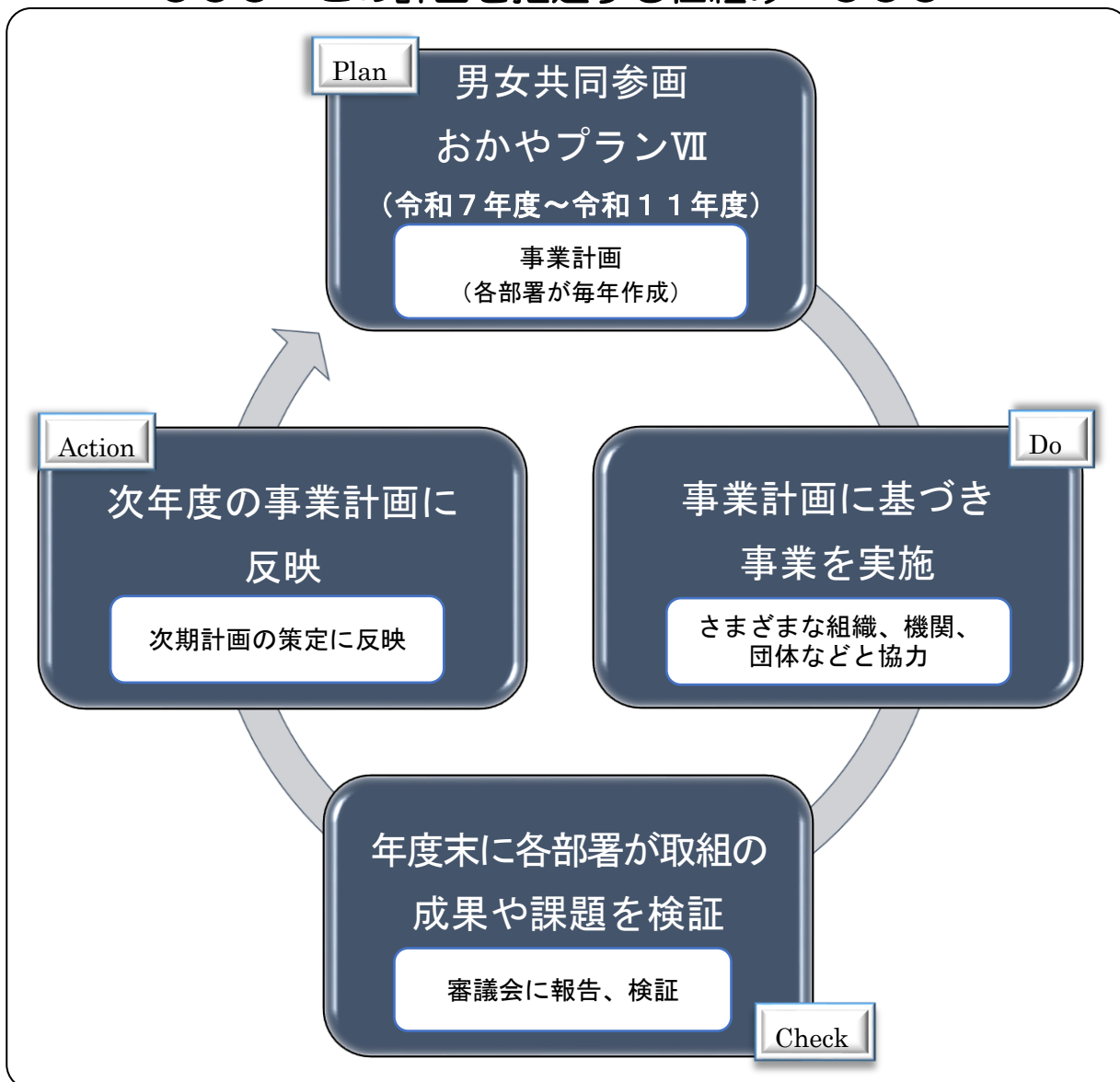
（３）市民、事業者、教育関係者

市民、事業者、教育関係者などに男女共同参画に関する学習の機会や情報を提供し、男女共同参画について正しく理解していただくことにより、市民総参加による男女共同参画社会の実現に取り組みます。

（４）国、県、他市町村などの関係機関や関係団体

国、県、他市町村などの関係機関や関係団体との情報交換や相互協力により、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

●●● この計画を推進する仕組み ●●●



3 市民のみなさんへ

岡谷市がめざす「男女共同参画社会」を実現するためには、市民のみなさんの取組が必要です。

それぞれの立場から男女共同参画を推進していきましょう。



資 料 編

1. 用語解説

2. 計画策定の経過

- 経過一覧表
- 岡谷市男女共同参画審議会に対する諮問
- 岡谷市男女共同参画審議会から市長に対する答申
- 市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見

3. 岡谷市男女共同参画審議会

岡谷市男女共同参画推進協議会 委員名簿

4. 岡谷市男女共同参画条例

5. 男女共同参画に関する国内外の動き

1 用語解説

用語	解説
あ行	
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）	誰もが意図せず潜在的に持っている思い込みのこと。環境、教育、所属などから影響を受け、既成概念、固定概念となっていく。無意識に「こうだ」と思い込むこと。
育児・介護休業法	正式名称は「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。 育児または家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、わが国の経済及び社会の発展に資することを目的とする法律。
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人、知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
M字カーブ	日本人女性の年齢階級別の労働力率（15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）をグラフで表すと、学校卒業後20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産・育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線を描く傾向が見られるため、この形態を「M字カーブ」と言う。
LGBTQ	Lrsbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人）、Questioning（クエスチョニング）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつ。
エンパワーメント	自らの意識と能力を高めて意思決定過程に参画し、政治的、経済的、社会的に力を持った存在になること。
か行	
キャリアアップ支援	より高い専門的知識や能力を身につけ、経歴を高くする支援や、高い地位や高給職への転職支援。
キャリア形成	仕事を通じて必要な経験やスキルなどを積み重ねて自己実現を図るプロセスのこと。
グローバル化	グローバリゼーションのこと。政治、文化、経済などが国や地域の枠組みを超えて拡大すること。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。 「男性は仕事、女性は家庭」などと表現されるように、性別によって役割・能力・活動分野などを固定的に捉える考え方。

困難女性支援法	正式名称は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）。 さまざまな困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
さ行	
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別のこと。 人間には生まれ持った生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた男性像・女性像があり、そのような男性、女性の別を社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー/gender）という。
ジェンダー平等	一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができること。
ジェンダーバランス	男女の賃金格差や昇進格差をなくし、男女の採用の公平性をとること。
女性活躍推進法	正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月交付、10年間の時限立法）。 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、国、地方公共団体、301人以上の企業に数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出、女性の活躍に関する情報の公表を義務付けた法律。 令和元年6月一部を改正する法律が公布され、行動計画の策定、届出、公表義務の対象企業が101人以上に拡大されたほか、301人以上の企業の情報の公表内容が強化された。
ジョブカフェ	都道府県が主体となって設置している、若者の就職支援をワンストップで行う施設のこと。正式名称を「若年者のためのワンストップサービスセンター」という。
セクシュアルハラスメント	相手の意に反して不快、不安な状態に追い込む性的な言動により、仕事をする上で不利益を与えたり、就業環境を害したりすること。
性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害の人々など、性的少数者のこと。LGBTQとも呼ばれている。
性的指向 (Sexual Orientation)	恋愛・性愛の対象として魅力を感じる相手の性別のことで、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。
性自認 (Gender Identity)	性別に関する自己意識のことである。
た行	
男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づいて政府が定める、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。

男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めた法律。
男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。 職場での男女差別を禁止するとともに、男女の均等な機会と待遇を確保することを定めた法律。
男女共同参画の視点	個人の能力を自由に発揮し、対等な立場に立って、多様な価値や考えを理解し、認め合うこと。
デートDV	結婚していない恋人の間で起こる暴力。
デジタル化	業務の効率化のため、情報や過程をデジタルを活用した業務に変更することで、手作業の方法からデジタル技術へ移行すること。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、または、親密な関係にあった男女間で行われる身体的・精神的な暴力のことを言い、殴る、蹴るなどの行為のほか、相手を思いどおりに支配しようとする態度や行為を含む。なお、ドメスティック・バイオレンスは、法令等で明確に定義された言葉ではない。
DV防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」。 家庭内での暴力を防止するとともに、被害者（配偶者等）の保護と自立に向けた支援を行うことを目的とする法律。
な行	
長野県パートナーシップ届出制度	双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係を長野県に届け出ること、届出があったことを証明するもの。
は行	
ハラスメント	他者に対し、不愉快な気持ちにさせることや、実質的な損害を与えるなど、不快感を与える行為の一般的総称であり、類似の概念にいたずら、いじめ等がある。 受け手の感じ方によって嫌がらせになるかどうかは違うため、自覚を持たず、無知・無自覚または当人なりの善意に基づいて行為に及んでいる場合があることに注意が必要。
バリアフリー化	高齢者・障がい者等が生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方のこと。
伴走型相談支援	出産・育児等の見通しを立てるための面談等（妊娠届から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信を実施し、必要な支援につなぐ相談支援のこと。

包括的支援	人生の各段階における心身の状態に応じて、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策の有機的な連携により、生涯にわたり適切かつ効果的な支援が総合的に行われること。
ま行	
マタニティハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由に、職場で精神的・肉体的ないやがらせ(解雇や雇い止め、自主退職の強要などの不当な処遇)を受けること。
や行	
有害環境	青少年の健全な成長、人格形成に強い影響を及ぼし、非行や問題行動を誘引するような有害図書や有害サイト、動画などのこと。 たとえば、性的感情を著しく刺激するようなもの。
ら行	
ライフステージ	人生の節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等)によって区分される生活環境の段階のこと。
労働力率	15歳以上の人口に占める、求職中の人も含めた働く人の割合。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

2 計画策定の経過

■経過一覧表

年月日	説 明
令和4年 7月4日	令和4年度 第1回男女共同参画審議会 [働く場における男女の意識調査の内容検討]
令和4年 8月25日 ～9月30日	働く場における男女の意識調査 〔従業員30人以上の市内事業所 50社 上記の事業所で働く男女 500人（50社×各10人）〕
令和5年 2月 9日	令和4年度 第2回男女共同参画審議会 [働く場における男女の意識調査結果、現状と課題]
令和5年 7月 4日	令和5年度 第1回男女共同参画審議会 [男女共同参画に関する市民アンケートの内容検討]
令和5年 8月18日 ～9月20日	男女共同参画に関する市民アンケート [無作為抽出／満18歳以上の男女1,000人]
令和6年 2月27日	令和5年度 第2回男女共同参画審議会 [男女共同参画に関する市民アンケート結果、現状と課題]
令和6年 6月21日	第1回男女共同参画推進協議会幹事会及び専門部会合同会議 [策定方針協議]
令和6年 7月 1日	第1回男女共同参画推進協議会委員会 [策定方針協議]
令和6年 7月 3日	令和6年度 第1回男女共同参画審議会 [計画の概要]
令和6年 9月30日	第2回男女共同参画推進協議会専門部会 [計画案協議]
令和6年10月 3日	第2回男女共同参画推進協議会幹事会 [計画案協議]
令和6年10月17日	部長会議 [計画案協議]
令和6年11月 1日	第2回男女共同参画推進協議会委員会 [計画案協議]
令和6年11月13日	第2回男女共同参画審議会 [計画案諮問]
令和6年11月14日 ～12月13日	計画案公表、市民意見等の募集（パブリックコメント）
令和6年12月10日	第3回男女共同参画審議会 [計画案審議]
令和6年12月23日	第4回男女共同参画審議会 [計画案審議]
令和7年 1月 9日	男女共同参画審議会 [答申]
令和7年 1月20日	部長会議 [計画案審議]
令和7年 2月 3日	第3回男女共同参画推進協議会委員会 [計画決定]
令和7年 3月11日	議会総務委員会 [報告]

■ 諮問、答申

(1) 諮問（令和6年11月13日）

6地第74号
令和6年11月13日

岡谷市男女共同参画審議会
会長 鮎澤美知様

岡谷市長 早出一真

諮 問 書

岡谷市男女共同参画条例第20条第2項の規定に基づき、第7次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランⅦ」について諮問申し上げます。

(2) 答申（令和7年1月9日）

令和7年1月9日

岡谷市長 早 出 一 真 様

岡谷市男女共同参画審議会
会 長 鮎 澤 美 知

答 申 書

令和6年11月13日付6地第74号をもって貴職から諮問されました第7次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランⅦ」について、岡谷市男女共同参画審議会にて慎重に審議、検討を重ね、取りまとめましたので下記のとおり答申いたします。

記

近年、急速に進む人口減少や少子高齢化社会、生活環境の多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、活力ある社会を実現するためには、お互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

岡谷市においては、平成16年に岡谷市男女共同参画条例を制定以降、男女共同参画施策を推進してきた結果、市民の意識は少しずつ変化してきていますが、「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的性別役割分担意識が生活環境に根強く残っています。また、女性活躍推進やあらゆる暴力の防止に加え、家庭状況や地域社会との関係性など女性をめぐるさまざまな課題に対応できる社会も求められています。

これからの時代、性別にかかわらず多様な人々がともに参画していく必要があると切に感じております。あらゆる分野で男女共同参画を進めるためには、地道な啓発活動を進めながら、市民一人ひとりの意識の向上が大切になります。

諮問されました、第7次岡谷市男女共同参画計画「男女共同参画おかやプランⅦ」につきまして、時代により変化していきなからではありますが、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを積極的に実施し、目標指標に設定されたものを確実に達成できるよう、これまで以上に注力され推進されることを期待します。

特に、女性の活躍促進として女性の社会参画だけでなく、男女ともに意識を向上させ、あらゆる場面においてともに活躍できる男女共同参画社会の実現のための施策に取り組まれることを切に要望し、意見・提言を添えて答申といたします。

意見・提言

1 総体的事項

計画書内の用語を常用語にするなど、誰が読んでもわかりやすく、理解できる内容としてください。

また、難しい言葉については、用語解説をつけるなど、工夫をしてください。

2 女性の活躍推進に関して

女性の活躍推進のなかで、あらゆる分野において女性が参画し、活躍するためには、男女ともに性別役割分担意識を解消し、意識を向上させていく必要があると考えます。

特に女性が責任ある役職に就くことを避けてしまうことについて理由を掘り下げ、改善できるような施策を期待します。

また、事業所で男性が育児休業を取得しやすい環境整備などの制度と意識の改革促進を図ってください。

さらに、子育て支援を充実させ、ワーク・ライフ・バランスの推進など、普及啓発に努めてください。

3 あらゆる暴力の予防及び根絶に関して

SNSはとても便利なものですが、使い方によっては、顔が見えない中での暴力の武器にもなるため、その危険性なども学べるような施策を検討してください。

4 意識を高める広報・啓発等の推進に関して

情報提供や情報収集、周知等の方法について、広報やホームページに加え、市のLINEを含むSNSの活用など、あらゆる手段を用いて広く情報提供できるよう工夫し、誰一人取り残すことのないようきめ細やかな啓発に努めてください。

■市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見

実施期間：令和6年11月14日（木）～12月13日（金）

意見等

p15 から、「学校教育の場」では男女平等だという意識にある人が多いので、学校では学習の機会は従来通りで良いと思います。

p16 施策の内容①男女共同参画の視点に立った教育の充実の具体的施策に、多様な選択を可能にする教育の推進とあり、取組内容に「ジェンダー平等等に関する理解を促し」とあります。これは小中学生にも教育をする予定でしょうか？

小中学生は心も体も発達段階にあります。男女の差異や自分というものを理解していないうちから、ジェンダーを教育することは、より不安定な心を生み出してしまうと思いますので、不要な学習による悪影響が心配です。ですので、小中学生へのジェンダー教育は反対です。

男性には男性の役割があり、女性には女性の役割があります。これは差別ではなく区別です。それを差別と称して、男女平等を推し進めることに違和感を感じます。男性と女性はそもそも別の生き物であり、男性らしさ、女性らしさがあって当然だと思います。男女平等を推し進めることで、「男性らしい、女性らしい」という発言そのものが、差別だと非難されている世の中になってしまっています。少しずつ言論の自由が奪われ、コミュニケーションも取りづらくなっているように感じます。どんどん人との繋がりも薄れていっているように感じます。

人は群れで助け合って行動する生き物ですので、人と人との繋がりや団結力を弱める動き（教育、環境、法律など）は、なるべく避けて欲しいです。

平等という耳障りの良い言葉に惑わされず、本来必要なジェンダー教育を行って欲しいです。例えば、女性らしさと男性らしさがうまく助け合うことでまわる家庭や地域のことなど。

人と人との繋がりや強い地域に生まれ育った子どもは、地元を愛し、活躍し、一旦はその地を出たとしても、またその地で子育てをしていくと思います。

それほど、教育というものは大切に、重要な役割があると考えます。間違った教育は、国や地域を荒廃、衰退させていくと思います。

残念ながら、今の日本は、自殺率も高く、教育が間違った方向に進んでいると感じます。国が間違えることもあります。

世界の動きが SDGs や男女平等の流れになっていたとしても、もともと差別の少ない日本、おもてなしの心が根付く日本に必要なことなのか、そしてこの岡谷市にとって本当に必要かをよく検討して頂けたらと思います。

岡谷に住む子ども達を守るのは、岡谷の市政に携わる人達だけだと思います。よろしくお願い致します。

計画は、とてもよくできていると思います。

男女共同参画については、少しずつ進んできているとは思いますが、人それぞれであり、まだまだな部分もあると思います。すべての人が男女共同参画に関心を寄せることは、なかなか難しいと思います。

男女と言わず、人それぞれの特性や個性があるので、夫婦で言ったら互いに協力し合い、お互いが心地よければ、それでいいと思います。

ただ、どちらかが不満を抱えていたら、それは良くないと思います。

新しい困難女性支援法の改革ですが、相談体制について、都会の様に民間団体が多くあるわけではないと思いますが、行政だけでなく、もう少し民間の協力も得られるような体制をとれるといいと思います。

3 岡谷市男女共同参画審議会

岡谷市男女共同参画推進協議会 委員名簿

(1) 岡谷市男女共同参画審議会

(敬称略・五十音順)

役 職	氏 名	所 属
会 長	鮎澤 美知	一般公募
副会長	赤間 公子	学識経験者（信州豊南短期大学）
委 員	有賀 メアリー	一般公募
〃	今井 郁乃	岡谷市女性団体連絡協議会
〃	梅垣 つね	人権擁護委員
〃	小口 貴一郎	岡谷市小中学校校長会
〃	小口 まゆみ	一般公募
〃	柏原 明彦	岡谷市労務対策協議会
〃	北村 隆雄	岡谷市民生児童委員協議会
〃	熊井 卷文	岡谷市社会福祉協議会
〃	高橋 章	岡谷市連合壮年会
〃	高橋 祥二	岡谷市区長会
〃	藤森 賢二	事業所（諏訪信用金庫）
〃	矢崎 京子	女性事業主（中央通りおかみさん会）
アドバイザー	長崎 淳	長野県男女共同参画センター

(2) 岡谷市男女共同参画推進協議会

【会長】市長 早出 一真 【副会長】副市長 藤澤 正 教育長 宮坂 享

【委員】 (令和7年3月現在)

職 名	氏 名
企画政策部長	岡本 典幸 (事務局長)
総務部長	帯川 豊博
市民環境部長	城田 守
健康福祉部長	小口 邦子
産業振興部長	木下 稔
建設水道部長	仲田 健二
建設水道部技監	宮本 秀幸
教育部長	白上 淳
教育部教育担当参事	両角 秀孝
議会事務局長	伊藤 恵
岡谷市民病院事務部長	名取 浩

【幹事】 (令和7年3月現在)

職 名	氏 名	職 名	氏 名
企画課長	荻原 浩樹	工業振興課長	真田 健
秘書広報課長	宮澤 俊一	商業観光課長	山田 勝由紀
地域創生推進課長	日岐 充利 (事務局次長)	ブランド推進室長	小平 寛
総務課長	原 尚彦	農林水産課長	小林 隆志
財政課長	小松 秀尊	都市計画課長	佐藤 嘉泰
税務課長	赤羽 富美子	土木課長	宮本 秀幸
消防課長	玉置 淳	水道課長	武居 浩史
危機管理室長	伊藤 雅章	会計管理者	小口 典久
市民生活課長	片倉 俊幸	教育総務課長	両角 秀孝
医療保険課長	小松 久志	生涯学習課長	白田 研一
環境課長	今井 康貴	スポーツ振興課長	小松 隆広
社会福祉課長	矢崎 征司	選管・監査・公平 委員会事務局長	矢崎 義人
介護福祉課長	三澤 達也	議会事務局次長	宮澤 輝
子ども課長	高橋 卓	岡谷市民病院 庶務課長	小林 隆
健康推進課長	林 康範		

【専門部員】

(令和7年3月現在)

所 属	職 名	氏 名	所 属	職 名	氏 名
企画課	主幹	田中 卓雄	健康推進課	主幹	小野 郁恵
秘書広報課	主幹	大塚 英邦	工業振興課	主幹	小坂 秀文
地域創生推進課	統括主幹	廣瀬 智子	商業観光課	統括主幹	秋山 仁志
総務課	主幹	西村 孝之	ブランド推進室	主幹	石井 俊光
支所・公民館	主査	宮坂 佳幸	農林水産課	統括主幹	吉沢 透
財政課	主幹	内山 朋信	都市計画課	主幹	花岡 武
税務課	統括主幹	増田 亮吾	土木課	統括主幹	大槻 三男
消防課	主幹	五味 建吾	水道課	主幹	小林 泰弘
危機管理室	主幹	小坂 幸伸	会計課	主幹	矢沢 桂
市民生活課	統括主幹	江嶋 真	教育総務課	主幹	西山 壘
医療保険課	主幹	伊藤 和彦	生涯学習課	主幹	清水 浩史
環境課	統括主幹	宮原 治希	スポーツ振興課	主幹	安仲 智恵子
社会福祉課	主幹	小野 孝也	選管・監査・公平 委員会事務局	主幹	土屋 文子
介護福祉課	統括主幹	伊藤 史佳	議会事務局	統括主幹	笠原 康弘
子ども課	主幹	森下 知佳	岡谷市民病院 庶務課	主幹	保科 圭吾

4 岡谷市男女共同参画条例

公布 平成 16 年 3 月 25 日 条例第 3 号

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際連合が定めた女子差別撤廃条約の批准や、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

岡谷市においても、真の男女平等の実現に向け女性行動計画を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきた。

しかしながら、私たちの周りには性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会の慣行が依然として根強く残っており、真の男女平等の実現には、いまだ多くの課題が残されている。

このような状況に加え岡谷市は、働く女性が多いという地域特性があり、さらには加速している少子高齢社会や経済情勢の大きな変化に対応していくためにも、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、豊かで活力ある岡谷市を築くため、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して男女共同参画社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的施策を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、心豊かな活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が、互いの特性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられるとともに、性別により差別を受けることなく男女の真の平等を基礎とした人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、固定的な役割分担等に基づく男女の社会生活に影響されることなく多様な生き方を選択でき、個人としての能力を十分に発揮できるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、政策又は方針決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、家事、育児、介護その他家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、男女が相互の協力と社会の支援のもと、家庭生活又は職業生活の両立及びその他の活動にも対等に参加できるよう配慮されること。

(5) 国際社会における取組と密接な関係があることから、その動向に配慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画推進に関する施策の実施に当たっては、国、県その他地方公共団体、市民、事業者及び教育関係者と連携し、取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域等あらゆる分野において、男女共同参画を自ら積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画推進の施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動を行うよう努め、職業生活とその他の活動とを両立することができる環境の整備に取り組み、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策を理解し、取り組むよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 すべての人は、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由にする差別的扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により個人を傷つけ、不快にさせ、又は強要により不利益を与えること。)

(3) ドメスティック・バイオレンス(男女間における身体的、精神的な苦痛を与える暴力的行為)

(公衆に表示する情報の配慮)

第9条 すべての人は、広告、ポスター等を公衆に表示するときは、次に掲げる表現をしないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的役割分担、男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

(2) 過度の性的表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ岡谷市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、男女共同参画計画の推進に関する施策の実施状況等について、毎年度報告書を作成し、公表しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民、事業者、教育関係者、民間団体、地域団体等が理解を深め、自主的な取組を行うことができるようにするため、広報活動、学習、研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者、教育関係者、民間団体、地域団体等に対し、その活動に必要な情報提供その他の支援を行うものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第15条 市は、家族を構成する者が性別にかかわらず家庭生活と職業生活その他の活動とを容易に両立することができるよう、必要な支援及び環境の整備に努めるものとする。

(教育及び学習活動の支援)

第16条 市は、学校、家庭、地域及びその他の社会において、男女共同参画に関する教育及び学習活動を支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(雇用等における男女の平等な機会と待遇の確保)

第17条 市は、雇用における男女の平等な機会の確保に関する事業者の取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女の平等の推進に関する取組の状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、公表しなければならない。

(苦情及び相談への対応)

第18条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について市民から苦情の申し出があった場合は、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応しなければならない。

2 市長は、性別による人権侵害その他の男女共同参画の推進を阻害する行為に対し、市民から相談があったときは、関係機関と協力し、適切に対応するよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第19条 市は、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するため、市民による体制の構築に努めるものとする。

第3章 岡谷市男女共同参画審議会

(設置等)

第20条 男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査及び審議するため、岡谷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、男女共同参画に関する基本事項を調査及び審議するほか、必要に応じて重要事項を調査し、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 2 1 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 一般公募者

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、審議会を代表し、会議を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 2 2 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 2 3 条 審議会の庶務は、企画政策部地域創生推進課が行う。

第 4 章 補 則

(委任)

第 2 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(以下、省略)

5 男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
1945 年 (S20 年)	・国際連合設立	・衆議院議員選挙法改正 公布（婦人参政権実現）		
1946 年 (S21 年)	・国連婦人の地位委員会 設立	・日本国憲法公布 ・第 22 回総選挙で婦人参 政権行使（女性議員 39 人 当選）		
1947 年 (S22 年)		・改正民法公布（家父長制 廃止）		
1965 年 (S40 年)			・岡谷市に長野県岡谷婦人 の家設置	
1969 年 (S44 年)				・長野県岡谷婦人の家の 管理運営が岡谷市に移管 岡谷市婦人の家として 開館
1975 年 (S50 年)	・国際婦人年（目標：平 等、開発、平和） ・国際婦人年世界会議（メ キシコシティ）で「世界行 動計画」採択	・婦人問題企画推進本部 設置 ・婦人問題企画推進会議 設置		
1976 年 (S51 年)	・国連婦人の 10 年始まる （1976～1985 年）			
1977 年 (S52 年)		・「国内行動計画」（昭和 52～61 年度）策定 ・国立婦人教育会館開館	・社会部労政課に福祉婦人 係設置 ・長野県婦人問題協議会 設置	
1978 年 (S53 年)			・長野県婦人問題県民会議 設立	
1979 年 (S54 年)	・国連総会で「女子差別撤 廃条約」採択	・「女子差別撤廃条約」署 名		
1980 年 (S55 年)	・「国連婦人の 10 年」中 間年世界会議（コペンハ ーゲン）で「国連婦人の 10 年後半期行動プログ ラム」採択		・「長野県婦人行動計画」 （昭和 55～60 年度）策定 ・社会部労政課に婦人係 設置	
1981 年 (S56 年)	・ILO156 号条約（家族的責 任条約）採択	・「国内行動計画後期重点 目標」策定	・社会部青少年家庭課に婦 人室設置	
1984 年 (S59 年)		・「国籍法」改正（父系主 義から父母両系主義へ）	・長野県婦人総合センター 設置（全国 5 番目）	
1985 年 (S60 年)	・「国連婦人の 10 年」ナ イロビ世界会議（ナイロ ビ）で「婦人の地位向上 のためのナイロビ将来戦 略」採択	・「女子差別撤廃条約」 批准 ・「男女雇用機会均等法」 公布		
1986 年 (S61 年)		・婦人問題企画推進本部拡 充（構成を全省庁に拡 大） ・婦人問題企画推進有権者 会議開催	・「新長野県婦人行動計 画」（昭和 61～平成 2 年 度）策定	
1987 年 (S62 年)		・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」策定		
1988 年 (S63 年)				・教育委員会に婦人対策担 当設置

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
1989 年 (H 元年)		・学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)		
1990 年 (H2 年)	・国連経済社会理事会にて「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 年 (H3 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第 1 次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	・「さわやか信州女性プラン」(平成 3～7 年度)策定	
1992 年 (H4 年)			・婦人室を女性室に、長野県婦人総合センターを長野県女性総合センターに婦人問題協議会を女性行政推進協議会に名称変更 ・婦人問題県民会議を女性問題県民会議に改称	
1993 年 (H5 年)	・国連婦人に関する地位委員会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布		
1994 年 (H6 年)	・「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議で「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置		・婦人対策担当を女性対策担当に名称変更 ・岡谷市女性行政推進協議会設置 ・「岡谷市女性行動計画」(平成 6～11 年度)策定
1995 年 (H7 年)	・第 4 回世界女性会議：平等・開発・平和のための行動(北京)で「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156 号条例(家族的責任条約)批准		
1996 年 (H8 年)		・男女共同参画推進連合会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」(平成 8～12 年度)策定	・「信州女性プラン 21」(平成 8～12 年度)策定 ・女性プラン推進委員会、地域女性コミュニケーター設置	・人権尊重都市宣言
1997 年 (H9 年)		・男女共同参画審議会設置 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「介護保険法」公布	・社会部に女性課設置	
1999 年 (H11 年)	・ESCAP ハイレベル政府間会議開催	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の参画の促進を規定)		
2000 年 (H12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)で「成果文書」 ・「政治宣言」採択	・「ストーカー規制法」施行 ・「男女共同参画基本計画」(平成 12 年 12 月～17 年度)策定	・長野県女性総合センターの愛称を“あいとびあ”に決定(一般公募) ・男女共同参画推進委員会設置(女性プラン推進委員会を改組)	・「第 2 次岡谷市女性プラン」(平成 12～16 年度)策定

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
2001 年 (H13 年)		・内閣府に男女共同参画局に男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・「パートナーシップながの21」(平成13～21年度)策定 ・男女共同参画推進本部設置(女性行政推進協議会を改組) ・女性課を男女共同参画課に、長野県女性総合センターを長野県男女共同参画センターに名称変更	
2002 年 (H14 年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「長野県男女共同参画社会づくり条例」公布 ・男女共同参画課を企画局へ移管	・女性対策担当を男女共同参画担当に、女性行政推進協議会を男女共同参画推進協議会に名称変更
2003 年 (H15 年)		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	・長野県男女共同参画審議会、長野県男女共同参画推進指導委員設置 ・「パートナーシップながの21」改定	・婦人の家の機能を生涯学習館へ移管
2004 年 (H16 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・同法に基づく基本方針策定	・男女共同参画課を社会部人権尊重推進課と統合、企画部にユマニテ・人権尊重課を設置 ・男女共同参画センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定	・「岡谷市男女共同参画条例」施行 ・岡谷市男女共同参画審議会設置
2005 年 (H17 年)	・第49回国連女性の地位委員会/「北京+10」世界閣僚級会合開催	・「男女共同参画基本計画(第2次)」(平成17年12月～22年度)策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		・「男女共同参画おかやプランⅢ」(平成17～21年度)策定
2006 年 (H18 年)		・「国の審議会等における女性委員の登用促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正(性別による差別禁止の範囲拡大等) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「第2次長野県男女共同参画計画」(平成18～22年度)策定 ・人権・男女共同参画課に名称変更	・男女共同参画担当を総務部企画課へ移管
2007 年 (H19 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(保護命令制度の拡充) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正	・「長野県男女共同参画社会づくり条例」改定	

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
2008 年 (H20 年)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正(一般事業主行動計画の対象企業拡大)		・組織改正により企画政策部に名称変更
2009 年 (H21 年)		・「子ども・若者育成支援推進法」制定 ・「育児・介護休業法」改正(育児休業取得要件の緩和、育児・介護休業の範囲拡大)		
2010 年 (H22 年)	・第 54 回国連婦人の地位委員会/「北京+15」記念会合開催	・「第 3 次男女共同参画計画」(平成 22 年 12 月～27 年度)策定		・「男女共同参画おかやプランⅣ」(平成 22～26 年度)策定
2011 年 (H23 年)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーのための国連機関(UN Women)発足		・「第 3 次長野県男女共同参画計画」(平成 23～27 年度)策定	
2012 年 (H24 年)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画策定		
2013 年 (H25 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(法の適用範囲を生活の本拠を共にする交際相手まで拡大) ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」作成		
2014 年 (H26 年)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・輝く女性応援会議開催 ・パートタイム労働法改正 ・次世代育成支援対策推進法改正(延長)		
2015 年 (H27 年)	・第 59 回国連婦人の地位委員会/「北京+20」(ニューヨーク)開催 ・第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・UN Women 日本事務所開設 ・「持続可能な開発のためのアジェンダ」(SDGs)採択。目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定		・「男女共同参画おかやプランⅤ」(平成 27～31 年度)策定

年	国連の動き	日本の動き	長野県の動き	岡谷市の動き
2016 (H28 年)	・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「第4次長野県男女共同参画計画」(平成28～32年度)を「長野県女性活躍推進計画」と一体策定 ・内閣府がサポートする「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」が策定・公表した「行動宣言」に知事が賛同 ・長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の開設	
2017 (H29 年)		・刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)		・働く場における男女の意識調査実施
2018 (H30 年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	・「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」設置 ・「SDGs 未来都市」として国から選定	・男女共同参画に関する市民意識調査実施
2019 (H31 年 /R 元年)	・G7 男女共同参画担当大臣会合が開催され、「男女平等に関するパリ宣言」がとりまとめられる。 ・W20 日本開催(第5回WAW!と同時開催)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」等改正 ・配偶者暴力(DV)防止法の改正		
2020 (R2 年)	・第64回国連女性の地位委員会/「北京+25」記念会合開催	・「第5次男女共同参画基本計画」策定	・長野県就業促進・働き方改革「基本方針」と「アクションプラン」策定	・「男女共同参画おかやプランVI」(令和2～6年度)を「岡谷市女性活躍推進計画」「岡谷市DV防止計画」を一体策定
2021 (R3 年)			・「第5次長野県男女共同参画計画」(令和3～7年度)を「長野県女性活躍推進計画」と一体策定 ・「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」策定	
2022 (R4 年)	・G7 男女共同参画担当大臣会合がベルリンで開催され、G7 男女共同参画担当大臣の共同声明がとりまとめられる。	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」公布		・組織改正により男女共同参画担当が企画課から地域創生推進課へ移管、男女共同参画・多文化共生担当へ変更 ・働く場における男女の意識調査実施
2023 (R5 年)	・G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が日光で開催され、「G7 ジェンダー平等大臣共同声明(日光声明)」がとりまとめられる。			・男女共同参画に関する市民アンケート実施
2024 (R6 年)			・「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定。	



令和6年度男女共同参画社会づくりポスターコンクール
小学生の部 最優秀賞 岡谷田中小学校6年 沓掛 柚香 さん

第7次岡谷市男女共同参画計画
男女共同参画おかやプランⅦ

発 行 日	令和7（2025）年3月
発 行	長野県岡谷市
編 集	岡谷市企画政策部地域創生推進課